

阪神間都市計画区域の整備，開発及び保全の方針及び  
区域区分（線引き）等の見直し 素案

（パブリックコメント資料）

- 1 背景と目的
- 2 阪神間都市計画区域の整備，開発及び保全の方針  
（阪神間都市計画区域マスタープラン）（素案の概要）
- 3 阪神間都市計画区域の整備，開発及び保全の方針  
（阪神間都市計画区域マスタープラン）（素案）
- 4 阪神間都市計画区域区分変更及び用途地域変更（素案）
- 5 阪神間都市計画都市再開発の方針（素案）
- 6 阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針（素案）
- 7 阪神間都市計画防災街区整備方針（素案）

## 1 背景と目的

# 「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針及び区域区分(線引き)等の見直し」の背景と目的

## 1 背景と目的

都市計画は、その目的の実現に時間を要するものであるため、住民に理解しやすい形であらかじめ長期的な視点に立った都市の将来像を明確にし、その実現に向けての大きな道筋を明らかにしておくことが重要です。

そこで、都市計画法では、同法第6条の2に規定する都市計画区域の整備、開発及び保全の方針(以下「都市計画区域マスタープラン」という。)において、おおむね20年後の都市の姿を展望した上で、主要な土地利用、都市施設、市街地開発事業について将来のおおむねの配置、規模等を示すこととしています。

この都市計画区域マスタープランについては、策定後の社会情勢の変化等に対応したものとするため、兵庫県ではおおむね5年ごとに見直しを行うこととしています。

現行の都市計画区域マスタープランは、平成15年度に策定したものです。その後、社会経済情勢の変化が著しいことから、この度見直しを行うこととしました。また、都市計画区域に関するその他の方針(都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針)、区域区分及び用途地域についても併せて見直しを行うこととしました。

このため、県では、平成19年7月に都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針を策定し、また、平成20年5月には、この見直し基本方針を踏まえて、今回の都市計画区域マスタープランの見直しのガイドラインとなる広域都市計画基本方針の策定しました。この度の見直しに当たっては、これらの方針を踏まえて見直しを行うこととしています。

## 2 県民意見提出手続(パブリック・コメント手続)により提出いただいたご意見等の取り扱いについて

県民の皆さんからご提出いただいたご意見等の概要及びこれに対する県の考え方は、最終決定した「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針等」とともに発表いたします。

# 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針 及び区域区分（線引き）等の見直しの流れ

## 【平成18年度】

都市計画区域マスタープラン等の見直しに関する基本的な考え方について  
兵庫県都市計画審議会に諮問（平成18年6月23日）

兵庫県都市計画審議会専門会議における検討（計5回開催）

パブリックコメント（平成19年3月9日～29日）

## 【平成19年度】

兵庫県都市計画審議会からの答申（平成19年6月8日）

都市計画区域マスタープラン等の見直し基本方針の策定（平成19年7月2日）

広域都市計画基本方針（案）の検討・作成

パブリックコメントの実施（平成20年1月30日～2月19日）

## 【平成20年度】

広域都市計画基本方針の策定（平成20年5月）

兵庫県都市計画審議会  
広域都市計画基本方針策定状況報告

都市計画区域マスタープラン等の見直し（素案）の検討・作成

- 都市計画区域マスタープラン
- 都市計画区域に関するその他の方針  
（都市再開発の方針、住宅市街地の開発整備の方針、防災街区整備方針）
- 区域区分（線引き）、用途地域

パブリックコメントの実施（平成20年10月7日～10月27日）

説明会及び公聴会の開催（平成20年11月予定）

11月13日PM1:30～（宝塚市西公民館）

都市計画区域マスタープラン等の見直し（案）の縦覧（平成21年1月予定）

兵庫県都市計画審議会  
都市計画区域マスタープラン等の都市計画決定に関する審議

都市計画区域マスタープラン等の見直し（平成21年3月予定）

2 阪神間都市計画区域の整備，開発及び保全の方針  
（阪神間都市計画区域マスタープラン）素案の概要

# 阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針（素案）の概要

## I 基本的事項

- ・ 長期的視点に立った地域の将来像の明確化
- ・ 総合的、一体的な都市計画の方針
- ・ 都市計画法に基づき県が定める計画

・ 「阪神市民文化社会ビジョン」等による地域づくりの総合的推進に向けた都市計画分野の計画

- ・ 対象地域  
阪神地域7市1町  
(都市計画区域1区域)
- ・ 目標年次：平成27年

## II 都市計画の目標

### 【都市づくりの基本理念】

一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県、市町、県民及び事業者の相互の理解、信頼及び協働の下に都市づくりを行なう

### 【都市づくりの目標】

- 生活の質を向上させる都市づくり
- にぎわいと活力を生み出す都市づくり
- 安心して暮らせる安全な都市づくり
- 広域的な交流と連携の都市づくり

### 【都市づくりの方向性】

自然に恵まれた住環境を形成する中で、「阪神間モダンイズム」に代表される伝統ある独自の市民文化と先進的なものづくり産業を育んできた地域の特性を生かし、環境と調和し活力あふれる都市づくりを目指す。

- 既成市街地再生のためのネットワークづくり
- 阪神らしい良好な居住環境の形成
- 自然や歴史・文化などの地域資源との調和
- 安全で安心な都市づくり



## III 区域区分の方針

・ 近畿圏整備法に基づく既成都市区域及び近郊整備区域であるため、区域区分を行うことが都市計画法で定められており、また、秩序あるまちづくりを進める必要があることから、区域区分を定める。

## IV 都市計画に関する方針

### 1. 土地利用に関する方針

- 基本方針**
- ・ 既存の都市機能の活用等により、既成市街地における多様な都市機能の集積とともに、コンパクトな都市形成を図る。
- 主要な用途の配置の方針**
- ・ 住宅地：地区の特性に応じた住環境の保全を図り、日常生活圏の構築及び良好な環境の維持
  - ・ 商業・業務地：JR尼崎駅や阪急西宮北口駅等の都市拠点などに主として配置
  - ・ 工業地：阪神工業地帯の臨海部は新産業の導入や既存産業の活性化を促進
  - ・ 流通業務地：周辺環境に配慮した流通業務施設の立地や阪神流通業務地区の機能の維持増進

### 2. 自然的環境に関する方針

- 基本方針**
- ・ 自然の営みや魅力を有効活用するとともに、都市近郊に残された自然的景観を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。
- 主要な緑地の配置、整備の方針**
- ・ 猪名川、武庫川、六甲山系等の区域を代表する水と緑の連携軸とし自然環境の保全整備
  - ・ 自然景観を保全しつつ、広域レクリエーション拠点となる施設整備
  - ・ 森林等の保全を図るとともに、土砂流出、崩壊防止等の整備
  - ・ 地域の歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備

### 3. 都市交通に関する方針

- 基本方針**
- ・ 交通需要に対応した交通ネットワークの構築、環境負荷低減とユニバーサル社会に対応した交通環境の確立
- 主要な施設の配置、整備の方針**
- ・ 道路：名神湾岸連絡線の具体化、山手幹線等の整備により高規格道路から区画道路までの道路網を合理的かつ機能的な交通体系の確立
  - ・ 鉄道：神鉄三田線の複線・高速化等により鉄道網の利便性向上及び利用促進
  - ・ 空港：関西3空港の最適運用や大阪国際空港周辺の環境対策等の推進
  - ・ 港湾：地域産業を支える重要港湾である尼崎西宮芦屋港の整備

### 4. 都市環境に関する方針

- 基本方針**
- ・ 人々の憩いの場、環境負荷軽減や防災の観点から都市公園、緑地等の整備を進め、水と緑のネットワークの形成を図る
  - ・ 人と生物の共生に配慮し、多自然川づくりの推進
  - ・ 下水道整備による海や河川の良い水質環境保持
- 主要な施設の配置、整備の方針**
- ・ 尼崎21世紀の森構想実現
  - ・ 都市公園の充実と自然と調和する緑の保全整備
  - ・ 下水道の高度処理化や汚濁負荷の軽減を図る合流式下水道の改善
  - ・ 歴史・文化、生態系、景観に配慮した川づくり
  - ・ 屋上緑化や省エネ材の推進による環境負荷の軽減

### 5. 市街地整備に関する方針

- 基本方針**
- ・ 様々な都市機能の集積と密集市街地の改善、大規模低未利用地の有効活用など地域の課題に対応した秩序ある市街地の形成を目指す。
- 市街地整備の方針**
- ・ 既成市街地における都市機能や生活関連施設の集積等による都市の再生・再構築
  - ・ 既成市街地周辺部における幹線道路の整備と併せた面的整備事業の推進による市街地の整備
  - ・ 三田駅前地区、南芦屋浜地区、川西市中央北地区の整備を図る
- (関連する以下の方針を別途策定)
- ・ 都市再開発の方針
  - ・ 住宅市街地の開発整備の方針
  - ・ 防災街区整備の方針

### 6. 都市防災に関する方針

- 基本方針**
- ・ 均衡のとれた都市施設の配置及びその有機的連携により災害に強い都市づくりを推進する。
- 都市防災の方針**
- ・ 国道43号等を軸とした広域防災帯、甲子園浜海浜公園等の広域防災拠点等を核として地域の防災拠点を系統的に配置
  - ・ 建築物の耐震・不燃化、緑地の確保による、災害に強いまちづくりの推進
  - ・ 六甲山系グリーンベルト整備事業の推進及び災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定
  - ・ 河川整備並びに流域対策や下水道との連携などによる総合的かつ効果的な治水対策の推進
  - ・ 阪神間臨海部での高潮・津波被害の防止対策

### 7. 景観形成に関する方針

- 基本方針**
- ・ 地域特性に応じた良好な景観の保全と創造を図る。
- 景観形成の方針**
- ・ 地域の自然、歴史、文化の特性を活かしたまちなみを保全
  - ・ 「尼崎21世紀の森」、「なぎさ街道」の取り組みによる美しい海辺の景観の再生

3 阪神間都市計画区域の整備，開発及び保全の方針  
（阪神間都市計画区域マスタープラン）素案

阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
( 阪神間都市計画区域マスタープラン )

1 基本的事項

(1) 基本的役割

都市計画法第6条の2に定める「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」(以下、「都市計画区域マスタープラン」という。)は、地域の発展の動向や人口、産業の現状及び将来の見通し等を勘案して、長期的視野に立った都市計画区域の将来像を明確にするとともに、その実現に向けての道筋を明らかにするものであり、当該都市計画区域における今後の主要な都市計画の決定の方針、主要な施設の整備方針などを定めるものである。

阪神間都市計画区域マスタープランは、一体の都市を形成する阪神間7市1町について、21世紀兵庫長期ビジョンの地域ビジョンである「阪神地域ビジョン」及びまちづくり基本条例に基づく「まちづくり基本方針」の実現に向け、都市計画分野の方針を示すものである。

なお、阪神間都市計画区域マスタープランの策定に当たっては、広域的な観点から策定した広域都市計画基本方針(共通編及び阪神地域編)を指針とするとともに、各構成市町が定める基本構想(総合計画)との整合性を図る。

(2) 策定区域

阪神間都市計画区域(以下、「本都市計画区域」という。)の対象区域は次の表のとおりである。

| 都市計画区域名   | 構成市町名 | 都市計画区域  | 人口(千人)[H17] |
|-----------|-------|---------|-------------|
|           |       |         |             |
| 阪神間都市計画区域 | 三田市   | 行政区域の全域 | 113.6       |
|           | 芦屋市   | 行政区域の全域 | 90.6        |
|           | 西宮市   | 行政区域の全域 | 465.3       |
|           | 尼崎市   | 行政区域の全域 | 462.6       |
|           | 伊丹市   | 行政区域の全域 | 192.3       |
|           | 宝塚市   | 行政区域の全域 | 219.9       |
|           | 川西市   | 行政区域の全域 | 157.7       |
|           | 猪名川町  | 行政区域の全域 | 30.0        |

H17 年度国勢調査人口

(3) 目標年次

平成17年(2005年)を基準として、おおむね20年後の都市の姿を展望しつつ、目標年次を平成27年(2015年)としたおおむね今後10年間の都市計画の基本的方向を定めるものとする。



## 2 都市計画の目標

### (1) 都市づくりの基本理念

都市づくりは、一人一人が地域社会の中で安全に、安心して暮らすことができ、地域への愛着をはぐくむ魅力あるまちづくりを旨として、生活者の視点に立ち、県民、事業者、県及び市町の相互の理解、信頼及び協働の下に行われなければならない。

これが、本県における都市づくりの基本理念である。

### (2) 都市づくりの目標

本県においては、都市づくりの基本理念にのっとり、次の4つの都市づくりの目標に基づき都市づくりを進める。

#### ア 生活の質を向上させる都市づくり

新たな郊外開発等により都市機能を拡散させるのではなく、都市機能の既存ストックを活用しつつ多様な都市機能が適所に配置された誰もが暮らしやすい都市づくりを目指す。また、バリアフリー化を進めるなどすべての人が社会参加できるユニバーサル社会を支える都市づくりを目指す。さらに、環境負荷の軽減につながる人と自然が共生した持続可能な環境適合型社会の実現と、やすらぎや潤いを与える美しい景観や豊かな自然を身近に感じる美しく快適な都市づくりを目指す。

#### イ にぎわいと活力を生み出す都市づくり

中心市街地においては都市機能の集積、公共施設の利便性の向上等により、にぎわいと活力ある都市づくりを目指す。一方、周辺部や郊外部においては中心市街地との適切な役割分担のもと徒歩圏域内への生活利便施設等の適切な配置や職住近接の実現により、暮らしやすい都市づくりを目指す。

また、様々な都市機能を結ぶ多様な交通ネットワークを形成し、利便性の高い都市づくりを目指す。

さらに、大規模遊休地等については、まちづくりの方向を見定め、適切な規制誘導により、秩序ある都市づくりを目指す。

#### ウ 安心して暮らせる安全な都市づくり

災害時における都市機能の代替性の確保、均衡のとれた都市施設の配置とそれを有機的に連携する交通ネットワークの整備を進めるとともに、被害を最小限に抑え、拡大を防止する防災・減災に配慮した都市づくりを目指す。また、犯罪を誘発するおそれのある公共空間や施設等については、防犯上の観点から都市整備や防犯に資する施設の整備を図り防犯に配慮した都市づくりを目指す。さらに、震災の教訓を生かし、都市機能の強化、広域的な都市機能の補完・分担体制の整備により、県全体として災害に強い都市づくりを目指す。

#### エ 広域的な交流と連携の都市づくり

それぞれの地域の特性を相互に理解し、市町の行政区域や都市計画区域を越えた広域的な地域交流や連携を進めるとともに、県土全体の活性化にも資するよう、

多様なまちの個性、景観や自然環境、地域の歴史や文化を生かした都市づくりを目指す。

### (3) 都市づくりの方向性

#### ア 本都市計画区域の都市づくりの目標

本都市計画区域は、大都市である大阪と神戸に隣接し、六甲山系、長尾山系、北摂連山、猪名川・武庫川、大阪湾などの豊かな自然に恵まれた都市環境を形成する中で、「阪神間モダニズム」に代表される伝統ある独自の市民文化と先進的なものづくり産業を育んできた。こうした地域の特性を生かし、良好な都市環境を維持育成しつつ、環境と調和した活力あふれる都市づくりを目指す。

#### (ア) 既成市街地再生のためのネットワークづくり

兵庫の東の玄関口にふさわしい、魅力とにぎわいのある市街地の再生と形成を目指し、既に整備された商業・業務、芸術、文化、教育、医療、産業等の都市機能の充実を図り、東西に比べて整備の遅れている南北幹線の機能強化等により道路・公共交通ネットワークを強化し、地域内の各都市の連携を強化する。

#### (イ) 阪神らしい良好な居住環境の形成

大都市である大阪や神戸に隣接し、自然環境にも恵まれた有利な立地条件とこれまで培ってきた都市環境を維持育成することで、更に快適で潤いのある住宅地の形成を目指す。

また、既成市街地については、密集市街地の改善や都市の基盤整備を推進し、昭和40年代から50年代の急激な都市の拡大にともなって開発された住宅地等については、利便性、安全性や魅力の向上に努め、住みやすく、親しみの持てる居住環境の形成を目指す。

#### (ウ) 自然や歴史・文化などの地域資源と調和した都市づくり

自然環境を保全するとともに、歴史・文化などの地域資源が身近に備わった都市環境を実現する都市づくりを目指す。

環境の保全・創造については、広域連携に取り組むこととする。南部においては、水と緑の確保と創出を図りながら、雨水や地下水、河川水等の総合的な管理を進め、水資源の循環活用を推進し、北部においては、豊かな自然資源を生かした、自然環境の保全、環境学習拠点の形成を図る。

また、文教施設が数多く立地するという各都市の特色を生かし、阪神間ならではの風格のある都市づくりを目指す。

これらにより、魅力的な景観を創造し、都市機能と自然や歴史・文化とが調和した阪神らしい潤いのある都市環境を目指す。

#### (エ) 安全で安心な都市づくり

本都市計画区域では、近い将来予測されている東南海・南海地震の津波による被害、豪雨などにより生じるおそれのある六甲山系、長尾山系、北摂連山周辺における土砂災害の被害などを最小限に抑える施策を推進し、安全で安心な都市づくりを目指す。

また、密集市街地などでは、地震による建築物の倒壊や地震に起因する火災

の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶと考えられるため、建築物の耐震化・不燃化や都市の緑化などに配慮した土地利用を図り、都市全体の不燃火・耐震化を進める。

## イ 都市構造及び主要な都市機能の配置の方針

様々な都市機能が集積する「拠点」とそれらを結びつける道路、鉄道等の「連携軸」に着目し、地形や地理的条件となる自然的環境についても都市を特色付ける重要な要素として配慮しつつ、近い将来見込まれる人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題等を踏まえ、都市機能の拡散を極力抑制し、既存ストックを中心とした都市機能が集約された「拠点」の機能強化、「連携軸」の強化、利便性の向上を図ることにより、誰もが暮らしやすく持続可能な都市構造の構築を目指すことを基本とする。

### (ア) 拠点

#### a 都市拠点

尼崎市においては、ＪＲ尼崎駅周辺、ＪＲ立花駅周辺、阪神尼崎駅周辺、阪急塚口駅周辺を、西宮市においては、西宮駅(ＪＲ～阪神)周辺、阪急西宮北口駅周辺を、芦屋市においては、ＪＲ芦屋駅周辺を、伊丹市においては、伊丹駅(ＪＲ～阪急)周辺を、宝塚市においては、宝塚駅(ＪＲ・阪急)周辺、阪急宝塚南口駅周辺を、川西市においては、ＪＲ川西池田駅、川西能勢口駅(阪急・能勢電)周辺を、三田市においては、三田駅(ＪＲ・神鉄)周辺を、猪名川町においては、猪名川パークタウン地区をそれぞれ都市拠点と位置付け、商業・業務・芸術・文化・娯楽などの機能の集積を図るとともに、それぞれ質の高い都市空間の整備と都市魅力の向上を図る。

#### b 生活拠点

地域住民の日常の生活圏を対象として、生活に密着した都市機能が集積する市街地を生活拠点として位置付ける。

生活拠点においては、地域的なニーズに対応して、コミュニティレベルでの商業、業務、医療、福祉などの集積を図るとともに、地域資源を生かした個性ある都市づくりを進める。

#### c 特定機能拠点

広域的な圏域をもつ医療、産業、観光、交流、教育、防災等の特定の機能の立地が見られる区域を特定機能拠点として位置付ける。

特定機能拠点においては、当該特定の機能を発揮するため、施設等の整備を促進するなど機能の強化・充実を図る。

### (イ) 連携軸

#### a 広域連携軸

広域的な交流と連携を図るため、地域を越えて広域的な人の移動や物流を支える交通の軸を広域連携軸と位置付け、隣接する神戸地域、大阪府等との連携を図る。

b 地域内連携軸

様々な都市機能に対する利便性の向上を図るため、地域内及び日常生活圏内の移動を支える交通の軸を地域内連携軸と位置付け、広域連携軸へのアクセス強化や各拠点間の連携を図る。

c 水と緑の連携軸

都市を特色づける地域全体にわたる自然的環境を水と緑の連携軸と位置付け、猪名川、武庫川、臨海部などの水辺空間、六甲山系、長尾山系、北摂連山などを中心に水と緑のネットワークを形成する。

### 3 区域区分の有無及び方針

#### (1) 区域区分の有無

本都市計画区域は、近畿圏整備法(法律第129号)に基づく既成都市区域及び近郊整備区域であり、区域区分を行うことが都市計画法第7条第1項第1号口において定められており、また、秩序あるまちづくりを進める必要があることから、本都市計画区域において市街化区域と市街化調整区域の区域区分を定める。

#### (2) 区域区分の方針

##### ア 市街化区域に配分されるべきおおむねの人口

本区域の将来におけるおおむねの人口を次のとおり想定する。

| 区 分       | 平成 17 年  | 平成 27 年       |
|-----------|----------|---------------|
| 都市計画区域内人口 | 1,732 千人 | おおむね 1,770 千人 |
| 市街化区域内人口  | 1,687 千人 | おおむね 1,727 千人 |

なお、平成 27 年の市街化区域内人口は、保留する人口を含むものとする。

##### イ 産業の規模

本区域の将来における産業の規模を次のとおり想定する。

|      |         | 平成 17 年        | 平成 27 年        |
|------|---------|----------------|----------------|
| 生産規模 | 製造品出荷額等 | 28,487 億円      | 35,713 億円      |
|      | 商品販売額   | 25,157 億円      | 26,648 億円      |
| 就業構造 | 第 1 次産業 | 5.8 千人 0.7%    | 4.7 千人 0.5%    |
|      | 第 2 次産業 | 215.8 千人 27.3% | 206.5 千人 21.9% |
|      | 第 3 次産業 | 569.3 千人 72.0% | 730.8 千人 77.6% |

(注) 商品販売額は平成 16 年のデータ

##### ウ 市街化区域のおおむねの規模

本区域における人口、産業の見通しに基づき、かつ、市街化の現況及び動向並びに計画的市街地整備の見通しを勘案し、市街化区域のおおむねの規模を次のとおり想定する。

| 区 分     | 平成 17 年       | 平成 27 年       |
|---------|---------------|---------------|
| 市街化区域面積 | おおむね 20,438ha | おおむね 20,425ha |

(注) 市街化区域面積は、保留フレームに対応する市街化区域面積を含まない。

## 4 都市計画に関する方針

### (1) 土地利用に関する方針

#### ア 基本方針

誰もが快適、安全に安心して暮らせる都市の実現に向け、既存の都市機能の活用及び強化により、既成市街地における多様な都市機能の集積を図るとともに、コンパクトな都市形成を図るための適切な土地利用を誘導するため、住宅地、商業地、工業地等の主要用途を適正に配置し、都市活動の機能性、持続性及び都市生活の安全性、利便性、快適性等の向上を図る。

その際には、中心市街地の活性化、住宅地の再生、大規模遊休地等の適正な土地利用誘導などに配慮する。

また、六甲山系、長尾山系の山麓部に広がる住宅地については、利便性に配慮しながら自然環境の保全に留意する。

さらに、豊かな自然が残る北部では、自然環境の保全・活用を図り都市住民の貴重な自然とのふれあいの場を確保するとともに、集落の活力低下を防ぐために必要に応じて弾力的な土地利用規制を行うとともに新市街地の持続的な住環境の向上を図る。

#### イ 主要用途の配置の方針

##### (ア) 住宅地

住宅地については、駅周辺では中高層を中心とした住宅地、郊外の丘陵部では低層を中心とした住宅地とするなど、利便性や快適性をはじめとした様々なニーズに対応できる配置とし、現況及び動向等も勘案しつつ、地区の特性に応じた用途地域の指定を行う。

また、防犯、コミュニティ維持、豊かな自然環境との調和、バリアフリー等に配慮した良好な住環境の保全を図る。特に、密集住宅市街地の居住環境の改善や道路等の公共施設の整備を進めるとともに、高容積率を利用した高層マンションの立地が見込まれる地域では、景観にも配慮した良好な居住環境を確保し、適切な土地利用を図る。

さらに、地区の特性に応じた住環境の保全を図るため、用途地域における容積率、建ぺい率の適切な指定や建築物の用途、形態などを制限する地区計画等を活用する。また、生活利便施設等の立地に配慮するなど、身近な生活圏の形成にも努める。

昭和40年代から50年代の急激な都市の拡大にともなって開発された地域については、地域コミュニティの維持・再生のため、利便性、安全性の向上や都市の魅力化に努め、住宅地の再整備を推進する。

##### (イ) 商業・業務地

商業・業務地は、都市構造を勘案し、一定の都市機能の集積があり都市基盤が整備された都市拠点や生活拠点などに主として配置する。なお、周辺との環境調和、既存商店街及び郊外型商業施設との役割分担等に留意し、適切な密度の指定に努める。南部市街地は比較的高密度とし、その他の市街地は中低密度とする。

ターミナル周辺の高密度な土地利用を図る地区は、JR尼崎駅、阪急西宮北口駅、JR・阪急宝塚駅、JR川西池田駅、阪急・能勢電川西能勢口駅、JR・

阪急伊丹駅等の周辺とする。

また、幹線道路沿道においては、背後地における住環境の保全に留意し、適切な場所に商業地を配置する。

さらに、都市機能に影響を及ぼす大規模集客施設の立地誘導については、隣接する神戸・丹波地域や大阪府下の地域を含めた広域的な観点から行う。

その際には、『『広域商業ゾーン』『地域商業ゾーン』の設定による大規模な集客施設の立地誘導・抑制について(阪神間都市計画区域並びに東播及び中播都市計画区域の臨海部に関する広域土地利用プログラム)』に基づき、主要鉄道駅周辺などへの大規模集客施設の立地誘導を図るとともに、郊外部の幹線道路沿線への立地抑制を図る。また、立地誘導・抑制に当たっては、周辺道路の交通量の変化その他都市機能に及ぼす影響に配慮しつつ、用途地域のほか特別用途地区、地区計画、県条例や市町条例等の活用を図る。

#### (ウ) 工業地

工業地については、物流の利便性や周辺環境等に配慮し、臨海部、主要な鉄道沿線及び高速道路インターチェンジ周辺等に配置し、土地利用の現況及び動向等に応じて、適切な用途地域や特別用途地区等の指定に努める。

また、土地利用を明確にするため、周辺の住環境との調和を図りながら地区特性に応じた規制誘導を行う。阪神工業地帯の一角を占める臨海部の土地利用は、産業構造や社会経済情勢の変化への適切な対応に努め、新規産業の導入、既存産業の活性化を促進するとともに、土地利用転換後の工場跡地等の緑化も考慮するなど都市環境の改善に努める。

なお、工場敷地内の緑地の確保については、周辺の状況に対応した弾力的な整備を図る。

さらに、産業構造の変化により住宅や商業施設との用途混在が生じている地域においては、周辺の土地利用に配慮した適切な土地利用への誘導を図る。

#### (I) 流通業務地

阪神流通センターなどの流通業務地にあっては、中心市街地及びその周辺への流通業務施設の集中による都市機能の低下と自動車交通の渋滞を緩和するため、産業環境の保全に努め、周辺環境に配慮しながら適切な流通業務施設の立地を図る。

### ウ 市街地において特に配慮すべき土地利用の方針

幹線道路沿道における土地利用については、背後地における住環境の保全に留意するとともに交通渋滞の原因となる大規模集客施設の立地を抑制する。ただし、市町のまちづくりと一体となったプロジェクトについては、地区計画等を活用しながら弾力的な土地利用を図る。

生産緑地やその他の市街化区域における農地及び寺社林等などの貴重な緑地については、良好な都市環境の形成及び、防災上の観点から保全に努める。

国道43号沿道においては、騒音に強い沿道環境に配慮した街並み形成を図る。

## エ 市街化調整区域の土地利用の方針

### (ア) 優良な農地との健全な調和

農業を振興する地域と都市的な整備を図る地域との調和に配慮した土地利用を図る。

北部における都市近郊農業の農地を保全するとともに都市部との連携を強化して地産地消を進め、農業振興と環境負荷の低減を図る。

### (イ) 災害防止上必要な市街化の抑制

洪水、土石流、がけ崩れなどの災害を防止するため、市街地に隣接する山麓部の傾斜地等については、市街化を抑制するとともに緑の保全や必要な災害防止のための施策を講じる。

### (ウ) 貴重な自然環境の保全

本都市計画区域は六甲山や武庫川など都市近郊における貴重な自然が多く残っており、都市住民の憩いや健康的な生活に寄与している。今後もこうした貴重な自然環境を保全するため、土地利用の規制誘導や自然景観の形成に努める。

### (イ) 秩序ある土地利用の実現

市街化調整区域では、既存集落の人口減少や少子高齢化などによる活力低下を防止するため、地域の活性化につながる施設等の立地が求められている。

このため、市街化調整区域で、相当程度公共施設整備が行われている区域等については、自然環境、農業の生産条件及び地区のまちづくり方針・計画などを考慮しつつ、特別指定区域等の開発許可制度を適宜運用することにより、地域の実情にあわせて新規居住者等の住宅や産業施設の立地が可能な区域を位置付け、適切な土地利用を図る。

### (オ) 計画的な市街地整備との調整

市街化調整区域内で、新たに市街化区域に編入する区域は、市町の土地利用計画等に位置付けられ、既に市街地を形成している区域又は計画的な市街地整備が確実に行われる必要最低限の区域とする。

また、土地需要の高まりが著しく、今後、計画的な整備・開発が見込まれる区域については、都市政策上の観点も踏まえて当該区域の都市計画区域における位置付けを考慮し、市街化区域への編入の必要性の検討を適宜行い、編入すべき区域については、市町の土地利用計画等に位置付け、農林漁業等との調整を図った上で編入することとする。

## (2) 自然的環境に関する方針

### ア 基本方針

自然の営みや魅力を有効活用するとともに、猪名川、武庫川や六甲山系、長尾山系、北摂連山、大阪湾など都市近郊に残された貴重な自然的環境を保全し、緑豊かな環境の維持と創造を図る。

また、自然と触れ合える場、憩いの場として保全するとともに、多様な生物の生息を確保する緑地の創出を図る。さらに、大規模災害への備えやヒートアイラ



ンドの抑制、生態系への配慮などについて、都市内の緑も含め広域的かつ総合的な観点から水と緑のネットワークの形成に取り組む。

#### イ 主要な緑地の配置、整備の方針

##### (ア) 環境保全の観点における配置、整備の方針

猪名川、武庫川や六甲山系、北摂連山は本都市計画区域を代表する水と緑の連携軸として、また、臨海部に残る自然海岸や芦屋川等市街地を流れる河川、昆陽池、知明湖（一庫ダム湖）等の主要な水面は地域の個性を生み出す緑地として位置付け、それらの貴重な自然環境の保全整備を図る。

また、都市内に残る農地や社寺林などについても貴重な自然的環境と捉え、土地利用も含め適正な維持、保全に取り組むほか、これまでの都市づくりの過程で失われてきた美しい海や砂浜についても、水質の改善やなぎさの再生に努める。

##### (イ) レクリエーションの観点における配置、整備の方針

豊かな自然環境を有する自然公園等においては、自然景観を保全しつつ、広域的なレクリエーションの拠点となる施設の整備を図る。

海岸や河川など親水性のある水辺空間においては、適正な管理を行いながら、住民が日常生活において身近に親しむことのできるアメニティ豊かな空間づくりを推進する。

##### (ウ) 防災の観点における配置、整備の方針

水源の涵養や山地災害の防止機能を有する森林等については保全を図るとともに、土砂流出や崩壊の防止等を図る。

また、市街地内の樹林地については、防災上重要な役割を果たす自然として、その保全に努める。

##### (エ) 景観形成の観点における配置、整備の方針

地域を代表する自然景観を形成する都市をとりまく森林や丘陵地のほか、地域の歴史・文化を代表する社寺林等の保全整備を図る。

#### (3) 都市交通に関する方針

##### ア 基本方針

本都市計画区域は、国土軸上に位置し、大阪と神戸の間にあることから、東西方向を主体とした大きな交通流動があり、幹線道路においては慢性的な交通渋滞が発生している。一方、南北方向の交通流動についても、近年の北部地域の市街化の進展や開発に伴い増加しているが、鉄道、道路は東西方向に比べて機能が弱く、各都市拠点間の移動や効率的な産業活動を支えるための機能の強化や利便性の向上が必要である。

このため、本都市計画区域の今後の交通需要に対応し区域内外のアクセス向上を図るとともに、区域の交流拡大、発展を支え、災害に強い交通ネットワークを構築する。

また、持続可能で環境負荷を低減した都市構造への転換を図るとともに、ユニバーサル社会に対応した交通ネットワークを形成するため、公共交通網の充実を

進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、高齢者や障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい交通環境の確立を図る。

さらに、まちづくりの方向性を見直しに伴い、都市計画道路の配置、規模等を検証し、必要に応じて計画変更を行い、効率的な施設整備を行う。

## イ 主要な施設の配置、整備の方針

### (ア) 道路

広域幹線道路から区画道路までの道路網を、合理的かつ機能的な交通体系として確立するため、以下の方針に基づき整備を進める。

また、整備に際しては、無電柱化や緑化による景観の向上や低騒音舗装による環境負荷の軽減を進めるとともに、安全で快適な歩行空間を整備し、すべての人が使いやすい交通環境の確立に配慮する。

これらの整備に合わせ、鉄道駅や空港、主要公共施設等を結ぶ基幹バス路線や地域を南北に結ぶバス路線の充実など、公共交通の利便性を高める。

#### a 自動車専用道路

広域的な人の移動や物流を支える広域幹線道路ネットワークをより強化するとともに、緊急時における高速性・代替性を確保するため、新名神高速道路の整備及び名神湾岸連絡線の具体化に向けた取組みを進めるなど自動車専用道路の整備・計画の促進を図る

#### b 主要幹線道路、幹線道路

周辺地域との連携促進や物流拠点、工業地へのアクセス性の更なる向上のため、国道 176 号、(主)尼崎宝塚線等の南北方向の整備を進め、主要幹線道路網の形成を図る。

また、広域幹線道路への利便性の向上を図るため、インターチェンジと市街地を結ぶ(主)三田西インター線、(一)川西インター線等アクセス道路の整備を進める。

さらに、地域の円滑で安全な交通を確保するため、山手幹線などの整備を進めるとともに、慢性的な渋滞箇所における右折車線の設置や狭小幅員区間の対策等を重点的に進める。

#### c その他の道路

幹線道路の機能を補完するための補助幹線道路及び区画道路等の整備を、土地利用との整合を図りながら推進する。

また、安全で快適なまちづくりを目指し、高齢者・障害のある人をはじめ、すべての人が使いやすい歩行空間の確保のため、コミュニティ道路等の整備や歩道のバリアフリー化を進める。

#### d 駅前広場

鉄道駅等の交通結節点において鉄道・バス・タクシーなど交通機関相互の乗換えの利便性の向上や、JR 芦屋駅等において駅前広場の整備を進める。

#### e 鉄道との立体交差

踏切による交通渋滞や鉄道による地域分断の解消を図るため、高齢者・障害のある人だけでなく誰もが利用しやすい駅舎の整備などと合わせて、阪神本線(西宮市・鳴尾)等において連続立体交差事業等を推進する。

#### (イ) 鉄道

北神・北摂地域と神戸都心部を連絡する。神戸電鉄三田線の複線・高速化等により、阪神地域の高密な鉄道網の更なる利便性の向上を図るとともに、駅舎の橋上化やバリアフリー化を促進し鉄道の利用促進を目指す。

また、国内線の基幹空港である大阪国際空港へのアクセス向上を図るため、大阪国際空港広域ルールアクセス整備構想の検討を進める。

#### (ウ) 駐車場

交通手段の結節性の機能強化や公共交通の利用促進を目指し、市街地外縁部や郊外の鉄道駅周辺等への駐車場の計画的な配置を図る。鉄道駅周辺における自動二輪車を含む路上駐車、放置自転車対策などに対する既存駐車場の有効活用や地域の特性に応じた総合的な駐車対策に努める。

#### (I) 空港

関西国際空港と大阪国際空港、神戸空港の関西3空港は、増大する関西の航空需要に対応していくため、各空港の特性と機能を生かしつつ、利用者利便の向上に向けた最適運用を図る必要がある。

中でも、大阪都市圏に近接する大阪国際空港は、将来にわたり重要な役割を果たす高速交通拠点であり、引き続き空港環境対策、空港周辺地域の活性化対策を推進する。

#### (オ) 港湾(海上交通)

重要港湾である尼崎西宮芦屋港について、地域の産業を支えるため、阪神間の物流拠点として整備する。

### (4) 都市環境に関する方針

#### ア 基本方針

人々の憩いの場、レクリエーションの場、また、ヒートアイランド対策など環境負荷の軽減や防災の観点から都市公園、緑地の整備や敷地内の緑化、屋上緑化・壁面緑化等により都市緑化を推進するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。

また、河川整備に際しては、自然の豊かさや空間利用の観点から、人と自然が共生する多自然川づくりを進めていくほか、下水道整備により海や河川の良好な水質環境を保つ。

その他省エネルギーに資する取組みなどにより、都市環境に与える負荷の軽減を図る。

## イ 主要な施設の配置、整備の方針

### (ア) 公園・緑地

身近で手軽なレクリエーション施設、環境学習拠点、自然とのふれあいの場としての公園や緑地をより快適に利用してもらえるよう、その整備及び機能の充実を進め、ヒートアイランド対策や周辺の自然環境と調和し、共生するまちとなるような緑の保全、整備を図る。

尼崎市の臨海地域においては「尼崎 21 世紀の森構想」の実現に向けて魅力と活力あるまちを再生し、人々の暮らしにゆとりと潤いをもたらす緑豊かな自然環境の創出を推進する。

### (イ) 下水道・河川

海や河川などの公共水域の水質改善を目的とした下水道の高度処理化や汚濁負荷の削減を図る合流式下水道の改善対策を進めるとともに、都市の浸水安全度を高めるため雨天時の浸水対策を進める。

河川改修に当たっては、地域の歴史・文化にも配慮し、生物の生息・生育環境や多様な河川景観を保全・再生する多自然川づくりを進めるとともに、流域全体で流出を抑制する総合治水対策による治水安全度の向上を図る。

また、六甲山系南側の河川など急激な水位の上昇がみられる河川については、河川利用者がよりの確に安全確保の判断ができるよう情報提供を図る。

なお、整備に長時間を要する河川については、段階的に治水安全度の向上を図る。

さらに、河川や水路、公園・緑地、河川緑地その他都市の緑など都市の自然を保全整備し、水と緑のネットワークを形成し、都市環境の改善を推進する。

### (ウ) その他の都市施設等

ヒートアイランド対策に効果的な建築物の敷地内の緑化や屋上・壁面緑化などを推進する。

また、パークアンドライドなど自動車利用抑制などにより、省エネルギーの推進、都市の環境に与える負荷を軽減する。

さらに、尼崎運河を再生し、魅力を高めるための施設整備を推進するとともに、利便施設等の立地方策の具体化を図る。

廃棄物処理施設の整備を進める際には、「兵庫県廃棄物処理計画」に基づき周辺土地利用アクセス等に配慮して適正な立地を誘導するとともに、資源の再利用など循環型社会の構築に取り組む。

## (5) 市街地整備に関する方針

### ア 基本方針

都市全体の健全な発展と秩序ある整備を図る上で、望ましい土地利用の密度に比して現況の土地利用の密度が著しく低く、土地の高度利用を図るべき区域や都市構造の再編や防災上の観点から土地利用の転換や市街地の整備改善を図る必要がある区域において市街地整備を目指す。

このため、様々な都市機能の集積を図るとともに、密集市街地の改善、中心市街地の活性化や大規模遊休地の適正な土地利用の誘導など地域の課題に対応し、

安心して生活できる安全な市街地の整備を進め、秩序ある市街地の形成を図る。

#### イ 市街地整備の方針

既成市街地においては、各地域の特性を生かしつつ、民間活力を積極的に誘導しながら、都市機能や生活関連施設の集積及び居住環境の向上を図り、都市の再生・再構築を進める。

特に、中心市街地において、都市機能の集積や住宅整備等により都市の活性化と利便性の向上を促進する。

密集市街地においては、道路、公園等の公共施設整備と建築物の耐震不燃化を一体的に進め、災害に強い市街地の整備を図る。

大規模遊休地においては、都市の活性化につながる用途の導入や基盤整備や良好な環境を形成するため、適正な土地利用を誘導する既成市街地周辺部については、幹線道路の整備と併せた土地区画整理事業等の面的整備事業を推進することにより市街地の整備を図る。

なお、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき市街地については、都市再開発法(法律第38号)に基づき再開発の総合的なマスタープランとなる「都市再開発の方針」を定める。また、木造老朽建物の集積した密集市街地の防災機能の確保、土地の合理的かつ健全な利用に関する方針については密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(法律第49号)に基づき「防災街区整備方針」を定める。さらに、良好な住宅市街地の整備を図るため、大都市地域における住宅及び住宅地の供給に関する特別措置法(法律第67号)に基づき「住宅市街地の開発整備の方針」を定める。

この3方針の内容を踏まえつつ、適切な市街地整備を進める。

### (6) 都市防災に関する方針

#### ア 基本方針

阪神・淡路大震災はもとよりこれまでの震災や水害等の教訓を生かし、災害を未然に防止するとともに、災害が発生した場合であっても被害を最小限に抑え拡大を防止するほか、災害時の安全性を確保するため、災害に強い都市づくりを進める必要がある。

このため、兵庫県地域防災計画との整合を図りつつ、都市機能の代替性の確保をはじめ、均衡のとれた都市施設の配置とそれらの有機的連携、密集市街地における建築物の不燃化や耐震化をはじめ、都市の緑化、治水対策など災害に強い都市づくりを推進する。

特に、近い将来危険視されている東南海・南海地震については、津波による被害などが予測されていることから、隣接する大阪府下の地域などとも相互に連携し、災害に強い都市づくりを進める。

#### イ 都市防災の方針

##### (ア) 防災拠点の整備とネットワークの形成

災害時の避難、救援活動を円滑にするため、国道43号等を軸とした広域防災帯や、甲子園浜海浜公園等の広域防災拠点を核として、地域の防災拠点等を系統的に配置する。

また、道路、公園、緑地等を計画的に配置・整備し、ネットワーク化するこ



とにより、市街地内のオープンスペースなどを確保するとともに、電線類の地中化を図るなど、災害時の防災機能を高める。

さらに、災害発生時、被災時における県民への情報提供システムの更なる充実や地域コミュニティづくりに資する整備を進める。

#### (イ) 都市の不燃化・耐震化

密集市街地においては、建築物の耐震化・不燃化を進めるとともに、緑地の確保などにも努め、災害に強いまちづくりを推進する。特に公共建築物の耐震化・不燃化について一層の推進を図るほか、民間建築物についても耐震・耐火建築物への誘導を図る。

また、地震時の宅地の地すべりを防止するため、宅地の耐震化を推進する。

#### (ウ) 土砂災害の防止

山麓部については、がけ崩れ、土砂流出等の危険を防止するため、災害危険区域や土砂災害警戒区域等の指定により、必要に応じた宅地の使用制限、建築規制等を行うとともに、自然緑地の保全に努め、防災機能の強化を図る。

また、六甲山系の市街地に面する斜面においては、土砂災害を防止し、安全な生活環境を保全するとともに、緑豊かな都市環境及び自然環境の保全や景観の保全、創出を図ることを目的とした六甲山系グリーンベルト整備事業等により、市街地に面する山麓から山腹に至る斜面に一連の樹林地を整備する。

#### (I) 治水対策

都市化の進展による雨水流出量の増大や集中豪雨などにより都市の浸水被害の可能性が高まっていることから、河川氾濫対策に加え内水対策並びに低地浸水対策として河川の整備を推進するとともに、流域での対策や下水道との連携を含めた総合的な治水対策を進め、安全なまちづくりに取り組む。

また、臨海部においては、高潮による被害や東南海・南海地震などの発生に伴う津波の被害を最小限に抑えるとともに被害の拡大を防止するため、適切な対策を講じる。

### (7) 景観形成に関する方針

#### ア 基本方針

地域固有の美しい景観づくりを誘導していくため、各地区の特性を踏まえつつ、景観計画の策定や景観に関する条例の制定及び景観地区、地区計画、風致地区等の関連制度の積極的な活用にも努めるなど、各市町において、それぞれの地域特性に応じた良好な景観を保全し又は創造する。

このため、景観に配慮した公共事業の実施、民間の建築行為に対する誘導、景観に対する住民意識の啓発、地元組織の育成等の施策を総合的に実施する。

#### イ 景観形成の方針

六甲山系、長尾山系、北摂連山など阪神間のまちなみの背景となる緑の風景を保全する。

また、武庫川、猪名川などの河川流域や臨海部では、美しい水辺の景観の保全を図るとともに、「尼崎21世紀の森」や「なぎさ街道」の取組みなどの景観再生

の取組を推進する。

さらに、市街地では、旧西国街道沿いの歴史や阪神間モダニズム文化などの背景を活かし、地区ごとの特性に応じて住民が誇りと愛着を持てる個性ある景観の形成を図る。

## 5 主要な都市施設等の整備目標

都市計画に関する方針を踏まえ、計画的な整備を関係機関等との調整を図りながら実施していく。

### (1) 土地利用に関する整備目標

中心市街地活性化基本計画に認定された尼崎市、伊丹市、宝塚市の区域等においては各種事業を通じて、中心市街地にふさわしい良好な土地利用の誘導を図る。

また、尼崎東海岸沖地区(101.6ha)については、計画的な市街地整備が見込まれる区域として、主に工業地としての整備を図る。

### (2) 都市交通に関する都市施設等の整備目標

おおむね 10 年以内に整備や計画の具体化を予定している主な交通施設は次のとおりである。

#### ア 道路

##### ・自動車専用道路

| 路線名     | 事業場所                   | 概要                        |
|---------|------------------------|---------------------------|
| 新名神高速道路 | 大阪府境～中国自動車道(神戸ジャンクション) | 新設<br>L=約 21.0km W=32～35m |
| 名神湾岸連絡線 | 名神高速道路～阪神高速湾岸線         | 新設(計画の具体化)<br>L=約 4.0km   |

##### ・主要幹線道路、幹線道路

| 路線名                | 事業場所        | 概要                         |
|--------------------|-------------|----------------------------|
| (国)176号            | 三田市広野～加茂    | バイパス<br>L=約 1.3km、W=16m    |
| (国)176号            | 三田市藍本～東本庄   | 歩道整備<br>L=約 0.8km、W=2.5m片側 |
| (国)176号            | 三田市三輪       | 交差点改良<br>L=約 0.2km         |
| (主)三田後川上線          | 三田市小柿       | 現道拡幅<br>L=約 0.2km、W=10m    |
| (主)三田篠山線           | 三田市小野       | 現道拡幅<br>L=約 1.7km、W=10m    |
| (主)川西三田線           | 三田市志手原      | 現道拡幅<br>L=約 0.2km、W=9m     |
| (主)川西三田線           | 三田市香下       | 歩道整備<br>L=約 0.6km、W=2.5m片側 |
| (主)小野藍本線           | 三田市藍本       | 現道拡幅<br>L=約 0.6km、W=9m     |
| (主)三田西インター線        | 三田市溝口～長坂    | バイパス<br>L=約 0.9km、W=16m    |
| (一)黒石三田線           | 三田市溝口       | 現道拡幅<br>L=約 0.3km、W=10m    |
| (都)山手幹線            | 芦屋市船戸町～三条南町 | 新設<br>L=約 1.1km、W=22m～34m  |
| (都)山手幹線<br>(芦屋川横断) | 芦屋市松ノ内町～月若町 | バイパス<br>L=約 0.3km、W=27～34m |



|                     |                         |                                 |
|---------------------|-------------------------|---------------------------------|
| (国)176号             | 西宮市山口町～宝塚市栄町            | バイパス等<br>L=約10.6km、W=21～24m     |
| (主)大沢西宮線            | 西宮市鷲林寺～<br>鷲林寺南町        | 現道拡幅<br>L=約1.0km、W=14m          |
| (主)大沢西宮線            | 西宮市神園町                  | 歩道整備<br>L=約0.7km、W=2m片側         |
| (主)有馬山口線            | 西宮市山口町中野                | バイパス<br>L=約1.9km、W=11m          |
| (都)山手幹線             | 西宮市熊野町～大屋町              | 現道拡幅<br>L=約0.7km、W=22m          |
| (都)丸山線              | 西宮市山口町上山口1丁目～<br>上山口4丁目 | 新設<br>L=約0.3km、W=22m            |
| (都)建石線(立体)          | 西宮市神原                   | 現道拡幅・立体交差<br>L=約0.7km、W=20m     |
| (都)北口線              | 西宮市高松町                  | 現道拡幅<br>L=約0.2km、W=23m          |
| (都)山手線              | 西宮市神原～神園町               | 現道拡幅・立体交差<br>L=約0.8km、W=17m～18m |
| (都)市役所前線            | 西宮市室川町～大社町              | 現道拡幅・新設<br>L=約1.1km、W=15m～26m   |
| (都)西福河原線            | 西宮市中須佐町～河原町             | 現道拡幅<br>L=約0.6km、W=15m          |
| (都)尼崎宝塚線<br>(元浜・大浜) | 尼崎市元浜町～<br>大浜町          | 現道拡幅<br>L=約1.1km、W=33m          |
| (都)尼崎宝塚線(武庫)        | 尼崎市武庫の里～<br>伊丹市境        | 現道拡幅<br>L=約1.1km、W=18m          |
| (都)園田西武庫線(御園)       | 尼崎市塚口本町～御園              | バイパス<br>L=約0.9km、W=15～38m       |
| (都)園田西武庫線(藻川)       | 尼崎市食満～東園田               | 橋梁整備<br>L=0.6km、W=15～22m        |
| (都)神崎橋伊丹線           | 尼崎市食満1丁目～<br>猪名寺1丁目     | 新設<br>L=約1.2km、W=15m            |
| (都)猪名寺椎堂線           | 尼崎市猪名寺1丁目～<br>田能5丁目     | 現道拡幅・橋梁整備<br>L=約0.3km、W=12m     |
| (都)臨海幹線             | 尼崎市又兵衛字喜左衛門新田<br>～平左衛門町 | 現道拡幅<br>L=約0.6km、W=30m          |
| (都)尼崎駅前1号線          | 尼崎市潮江1丁目～<br>潮江5丁目      | 新設<br>L=約0.9km、W=27m            |
| (都)尼崎駅前1号線          | 尼崎市潮江1丁目                | 現道拡幅<br>L=約0.3km、W=25m          |
| (都)尼崎駅前1号線          | 尼崎市潮江5丁目～<br>久々知西町1丁目   | 現道拡幅<br>L=約0.4km、W=27m          |
| (都)長洲久々知線           | 尼崎市潮江4丁目～<br>久々知2丁目     | 現道拡幅・道路新設<br>L=約0.7km、W=15m     |
| (都)長洲久々知線           | 尼崎市潮江4丁目                | 現道拡幅<br>L=約0.1km、W=15～21m       |
| (都)長洲久々知線           | 尼崎市潮江1丁目～<br>潮江5丁目      | 現道拡幅<br>L=約0.1km、W=21m          |
| (都)長洲久々知線           | 尼崎市長洲西通1丁目              | 現道拡幅・立体交差<br>L=約0.3km、W=15～40m  |

|                |                     |                           |
|----------------|---------------------|---------------------------|
| (都)長洲久々知線      | 尼崎市潮江1丁目～<br>潮江5丁目  | 現道拡幅<br>L=約0.3km、W=21～31m |
| (都)尼崎宝塚線(寺本)   | 伊丹市池尻               | 現道拡幅<br>L=約1.0km、W=20m    |
| (都)尼崎宝塚線(山田)   | 伊丹市山田               | 現道拡幅<br>L=約0.6km、W=20m    |
| (都)伊丹飛行場線(昆陽東) | 伊丹市昆陽               | 現道拡幅<br>L=約0.9km、W=20m    |
| (都)伊丹飛行場線(昆陽西) | 伊丹市昆陽               | 現道拡幅<br>L=約0.6km、W=20m    |
| (都)宝塚池田線       | 伊丹市大野2丁目～<br>大野1丁目  | 新設<br>L=約0.5km、W=24m      |
| (主)塩瀬宝塚線       | 宝塚市切畑               | 現道拡幅<br>L=約3.1km、W=7m     |
| (主)塩瀬宝塚線       | 宝塚市境野               | 現道拡幅<br>L=約0.6km、W=12m    |
| (都)宝塚平井線(平井)   | 宝塚市平井               | 現道拡幅<br>L=約0.4km、W=12m    |
| (都)尼崎宝塚線(小浜)   | 宝塚市小浜               | 現道拡幅<br>L=約0.3km、W=22m    |
| (都)尼崎宝塚線(小浜南)  | 宝塚市小浜南              | 現道拡幅<br>L=約0.4km、W=22～42m |
| (一)川西インター線     | 川西市石道～東畦野           | 新設<br>L=約3.3km、W=26m      |
| (都)火打滝山線       | 川西市火打1丁目地内          | 現道拡幅<br>L=約0.3km、W=12m    |
| (都)矢間畦野線       | 川西市向陽台3丁目～<br>東畦野地先 | バイパス<br>L=約0.7km、W=16m    |
| (主)川西篠山線       | 猪名川町島               | 自歩道整備<br>L=約1.0km、W=3m片側  |
| (都)石道上野線       | 猪名川町上野～川西市石道        | 新設<br>L=約1.2km、W=18m      |
| (都)一庫紫合線       | 猪名川町伏見台～紫合          | 新設<br>L=約1.2km、W=16m      |
| (都)川西篠山線       | 猪名川町紫合～差組           | 現道拡幅<br>L=約1.5km、W=18m    |
| (都)原広根線        | 猪名川町原～広根            | 新設・現道拡幅<br>L=約1.0km、W=16m |

・ 駅前広場

| 駅名                | 事業場所      | 概要   |
|-------------------|-----------|--|
| J R 三田駅(北側)       | 三田市高次1丁目他 | A=5,500 m <sup>2</sup>                         |
| J R 芦屋駅(南側)       | 芦屋市業平町    | A=5,600 m <sup>2</sup><br>JR 芦屋駅南地区市街地再開発事業区域内 |
| 阪神電鉄本線<br>西宮駅(北側) | 西宮市和上町    | A=未定   |
| 阪神電鉄本線<br>鳴尾駅(北側) | 西宮市里中町3丁目 | A=1,158 m <sup>2</sup>                         |

・ 鉄道との立体交差

| 路線名等                 | 事業場所               | 概要                       |
|----------------------|--------------------|--------------------------|
| 阪神電鉄本線<br>(鳴尾駅付近)    | 西宮市甲子園浦風町<br>～小松南町 | L=1,870m<br>(交差道路：小曾根線外) |
| 阪急電鉄今津線<br>(西宮北口駅付近) | 西宮市高松町             | L=190m<br>(交差道路：球場前線)    |

イ 鉄道

| 路線名         | 事業場所                 | 概要            |
|-------------|----------------------|---------------|
| 神戸電鉄三田線     | 有馬口駅～岡場駅<br>田尾寺駅～横山駅 | 複線化、高速化(軌道改良) |
| 阪急電鉄神戸線、今津線 | 西宮北口駅                | 駅構内外整備        |

ウ 港湾(海上交通)

| 港湾名                | 事業場所    | 概要               |
|--------------------|---------|------------------|
| 尼崎西宮芦屋港<br>扇町地区    | 尼崎市扇町   | 岸壁(-7.5m) L=240m |
| 尼崎西宮芦屋港<br>扇町地区    | 尼崎市扇町   | 臨港道路扇町線          |
| 尼崎西宮芦屋港<br>東海岸町地区  | 尼崎市東海岸町 | 岸壁(-7.5m) L=260m |
| 尼崎西宮芦屋港<br>東海岸町沖地区 | 尼崎市東海岸町 | 岸壁(-5.5m) L=300m |
| 尼崎西宮芦屋港<br>東海岸沖地区  | 尼崎市東海岸町 | 臨港道路( )( )( )    |

(3) 都市環境に関する都市施設等の整備目標

ア 公園・緑地

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な公園緑地は次のとおりである。

| 事業種別 | 名称       | 事業箇所     | 概要           |
|------|----------|----------|--------------|
| 緑地   | 尼崎の森中央緑地 | 尼崎市扇町    | 都市緑地<br>港湾緑地 |
| 公園   | 鳴尾浜公園    | 西宮市鳴尾浜   | 運動公園         |
|      | 西宮浜総合公園  | 西宮市西宮浜   | 総合公園         |
|      | 御前浜公園    | 西宮市西波止町外 | 地区公園         |
|      | 西宮中央運動公園 | 西宮市河原町   | 地区公園         |

イ 下水道・河川

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な下水道及び河川は次のとおりである。

| 事業種別 | 名称            | 箇所                              |
|------|---------------|---------------------------------|
| 下水道  | 武庫川上流流域下水道    | 三田市、西宮市、神戸市                     |
|      | 三田市公共下水道      | 三田市                             |
|      | 兵庫東流域下水汚泥処理事業 | 芦屋市、西宮市、尼崎市、<br>武庫川流域下水道(上流、下流) |
|      | 芦屋市公共下水道      | 芦屋市                             |
|      | 武庫川下流流域下水道    | 西宮市、尼崎市、伊丹市、宝塚市                 |
|      | 西宮市公共下水道      | 西宮市                             |

|     |           |                      |
|-----|-----------|----------------------|
| 下水道 | 猪名川流域下水道  | 尼崎市、伊丹市、宝塚市、川西市、猪名川町 |
|     | 尼崎市公共下水道  | 尼崎市                  |
|     | 伊丹市公共下水道  | 伊丹市                  |
|     | 宝塚市公共下水道  | 宝塚市                  |
|     | 川西市公共下水道  | 川西市                  |
|     | 猪名川町公共下水道 | 猪名川町                 |
| 河川  | (二)武庫川    | 三田市、西宮市、尼崎市          |
|     | (二)新川     | 西宮市                  |
|     | (二)東川     | 西宮市                  |
|     | (二)津門川    | 西宮市                  |
|     | (二)洗戎川    | 西宮市                  |
|     | (一)神崎川    | 尼崎市                  |
|     | (一)庄下川    | 尼崎市                  |
|     | (二)荒神川    | 宝塚市                  |
|     | (一)猪名川    | 川西市、猪名川町             |

#### ウ 廃棄物処理施設等

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な廃棄物処理施設は次のとおりである。

| 事業種別            | 名称                | 箇所  |
|-----------------|-------------------|-----|
| 汚物処理場           | 三田市環境センター         | 三田市 |
| ごみ焼却場           | 東部総合処理センター焼却施設    | 西宮市 |
| ごみ焼却場<br>ごみ処理施設 | 猪名川上流広域<br>ごみ処理施設 | 川西市 |

#### (4) 市街地整備に関する目標

おおむね 10 年以内に整備を予定している主な市街地開発事業等は次のとおりである。

| 市町名 | 地区名            | 面積(ha)  | 整備手法       |
|-----|----------------|---------|------------|
| 三田市 | 対中町地区          | 12      | 土地区画整理事業   |
|     | 広野地区           | 15      | 土地区画整理事業   |
|     | 福島地区           | 19      | 土地区画整理事業   |
|     | 天神地区           | 20      | 土地区画整理事業   |
|     | 北摂三田第二テクノパーク地区 | 97.1    | 土地区画整理事業   |
|     | 三田駅前 B ブロック地区  | 0.9     | 市街地再開発事業   |
|     | 三田駅前 C ブロック地区  | 1.9     | 市街地再開発事業   |
|     | 北摂三田ニュータウン地区   | 1,074.0 | 新住宅市街地開発事業 |
| 芦屋市 | J R 芦屋駅南地区     | 1.0     | 市街地再開発事業   |
|     | 南芦屋浜地区         | 125.6   | 公有水面埋立事業   |
| 西宮市 | 鳴尾駅周辺地区        | 1.2     | 土地区画整理事業   |
|     | 名塩ニュータウン地区     | 243.0   | 新住宅市街地開発事業 |
| 尼崎市 | あまがさき緑遊新都心地区   | 22.8    | 土地区画整理事業   |
|     | 尼崎臨海西部 地区      | 77.8    | 土地区画整理事業   |
|     | 阪神尼崎駅南地区       | 0.5     | 市街地再開発事業   |
|     | 東海岸町(フェニックス)地区 | 113.0   | 公有水面埋立事業   |
| 伊丹市 | 阪急伊丹駅東地区       | 0.8     | 市街地再開発事業   |
| 宝塚市 | 中筋 J R 北地区     | 7.8     | 土地区画整理事業   |
|     | 中筋 J R 南第 2 地区 | 14      | 土地区画整理事業   |
|     | 宝塚新都市地区        | —       | 公的開発       |

|     |           |     |          |
|-----|-----------|-----|----------|
| 川西市 | 栄根2丁目地区   | 4   | 土地区画整理事業 |
|     | 中央北地区     | 24  | 土地区画整理事業 |
|     | 川西能勢口駅前地区 | 3.2 | 市街地再開発事業 |

(5) 都市防災に関する都市施設等の整備目標

ア 防災施設の整備目標

おおむね10年以内に整備を予定する主な防災施設は、次のとおりである。

| 事業種別     | 名称              | 箇所          |
|----------|-----------------|-------------|
| 公園       | 津門中央公園          | 西宮市         |
|          |                 |             |
| 砂防       | 酒井川             | 三田市         |
|          | 芝床川             | 三田市         |
|          | 山田東谷川           | 三田市         |
|          | 清水谷川            | 西宮市         |
|          | 善照寺谷川           | 西宮市         |
|          | 六甲山系グリーンベルト整備事業 | 芦屋市、西宮市、宝塚市 |
|          | 最明寺川            | 宝塚市         |
|          | 城丸川             | 宝塚市         |
|          | 正覚池谷川           | 川西市         |
|          | 東畦野谷            | 川西市         |
|          | 永泰寺東谷川          | 猪名川町        |
|          | 上山谷川            | 猪名川町        |
|          | 笹尾谷川            | 猪名川町        |
|          | 平井川             | 猪名川町        |
| 南山谷      | 猪名川町            |             |
| 急傾斜地崩壊対策 | 広沢地区            | 三田市         |
|          | 名塩(8)地区         | 西宮市         |
|          | 塔の町地区           | 宝塚市         |
|          | 鶯の森(2)地区        | 川西市         |
|          | 一庫地区            | 川西市         |

(6) 景観形成に関する目標

ア 景観形成事業

| 市町名 | 地区名     |
|-----|---------|
| 芦屋市 | 芦屋市景観地区 |

「阪神間都市計画区域の整備、開発及び保全の方針  
参考図(芦屋市区域拡大図)」



参考図については、平成20年3月31日現在の状況に基づいて作成しています。  
※市街化区域と市街化調整区域の区域界については、同時に行っております  
区域区分の変更案を反映しています。

#### 4 阪神間都市計画区域区分変更及び用途地域変更（素案）



阪神間都市計画区域区分変更及び用途地域変更素案対象地区一覧表

| 市町名        | 番号 | 地区名      | 変更種別                           | 概 要  |               |
|------------|----|----------|--------------------------------|--|---------------|
|            |    |          |                                | (変更前)  | 用途地域<br>(変更後) |
| 三田市<br>(A) | 1  | ゆりのき台6丁目 | 市街化調整区域に編入<br>(市街化区域⇒市街化調整区域)  | 北摂地区新住宅市街地開発事業区域の区域変更と市街化区域境界の整合を図るため、市街化調整区域に編入する。        | 1低専           |
|            | 2  | 寺村町      |                                | 現況農地を生かし、周辺農地と調和した農地としての土地利用を図るため、境界調整を行う。                 | 1住居           |
|            | 3  | 高次2丁目    | 市街化区域の境界を調整<br>(市街化区域⇒市街化調整区域) | 線引き境界を明確な地番界で境界調整を行う。                                      | —             |
|            | 4  | 三輪3丁目    |                                | 線引き境界としていた県道が並幅されたため、境界調整を行う。                              | 1住居           |
|            | 5  | 西野上      |                                | 北摂地区新住宅市街地開発事業区域の区域変更とあわせて境界調整を行う。                         | 1低専           |
| 芦屋市<br>(B) | 1  | 前山       | 市街化調整区域に編入<br>(市街化区域⇒市街化調整区域)  | 都市の防災性の向上の観点から保全するため、市街化調整区域に編入する。                         | 1低専           |
|            | 2  | 三条①      |                                |  | 1低専           |
|            | 3  | 三条②      |                                |  | —             |
| 西宮市<br>(C) | 1  | 倉本       | 市街化調整区域に編入<br>(市街化区域⇒市街化調整区域)  | 市街化調整区域に編入することとなる部分に隣接する市街化区域の用途地域を一部変更する。                 | 1低専           |
|            | 2  | 西宮浜      |                                | 公有水面埋立事業が計画変更されたことにより、現状の計画との整合性を図るため、市街化調整区域に編入する。        | 1住居           |
| 宝塚市<br>(F) | 1  | 北雲雀丘     | 市街化区域に編入<br>(市街化調整区域⇒市街化区域)    | 現在、用途地域を存置した暫定市街化調整区域であるが、大字用地としての土地利用が確実であるため、市街化区域に編入する。 | 準 工           |
|            | 1  | 鼓が漣3丁目   | 市街化区域に編入<br>(市街化調整区域⇒市街化区域)    | 既成市街地に連続し、公共施設が既に整備された地区を市街化区域に編入する。                       | 1中高           |
| 川西市<br>(G) | 2  | 大和東5丁目   | 市街化調整区域に編入<br>(市街化調整区域⇒市街化区域)  | 既成市街地に連続し、民間開発による、周辺の住環境に配慮した良好な土地利用が確実であるため市街化区域に編入する。    | —             |
|            | 3  | 一庫3丁目    |                                | 線引き境界を明確な地番界で、境界調整を行う。                                     | —             |
|            | 4  | 丸山台1丁目   |                                | 線引き境界を明確な小字界で、境界調整を行う。                                     | 1低専           |
|            | 5  | 西畦野(B)   |                                | 線引き境界を明確な旧小字界で、境界調整を行う。                                    | 1低専           |
|            | 6  | 西畦野(C)   |                                | 線引き境界を明確な小字界で、境界調整を行う。                                     | 1中高           |
|            | 7  | 西畦野(D)   |                                | 線引き境界を明確な旧小字界で、境界調整を行う。                                    | 1中高           |
|            | 8  | 清和台東1丁目  |                                | 線引き境界を明確な宅地造成界で、境界調整を行う。                                   | 2中高           |
|            | 9  | 清和台東2丁目  | 市街化区域の境界を調整<br>(市街化区域⇒市街化調整区域) | 線引き境界を明確な地番界で、境界調整を行う。                                     | —             |
|            | 10 | 平野地区     |                                | 線引き境界を明確な小字界で、境界調整を行う。                                     | 2住居           |
|            | 11 | 緑台1丁目    |                                | 線引き境界を明確な小字界で、境界調整を行う。                                     | —             |
|            | 12 | 平野1丁目    |                                | 線引き境界を明確な小字界で、境界調整を行う。                                     | 2中高           |
|            | 13 | 清和台西     |                                | 線引き境界を明確な宅地造成界で、境界調整を行う。                                   | —             |
|            | 14 | 新田2丁目    |                                | 線引き境界を明確な河川区域界で、境界調整を行う。                                   | 1低専           |
|            | 15 | 東多田      |                                | 線引き境界を明確な小字界で、境界調整を行う。                                     | —             |
|            | 16 | 鼓が漣1丁目   |                                | 線引き境界を明確な地番界で、境界調整を行う。                                     | 1低専           |
|            | 17 | 多田桜木町    |                                | 地形地物の形状変更(橋梁の架け替え)に伴い境界調整を行う。                              | —             |
|            | 18 | 向陽台      |                                | 線引き境界を明確な宅地造成界で、境界調整を行う。                                   | 2住居           |

(参考)市街化区域・市街化調整区域の変更を伴わない箇所

○特定保留区域

尾崎市 (D) 1 東海岸町沖

なお、都市計画法上の位置付けは、市街化調整区域。

○暫定市街化調整区域の設定を継続

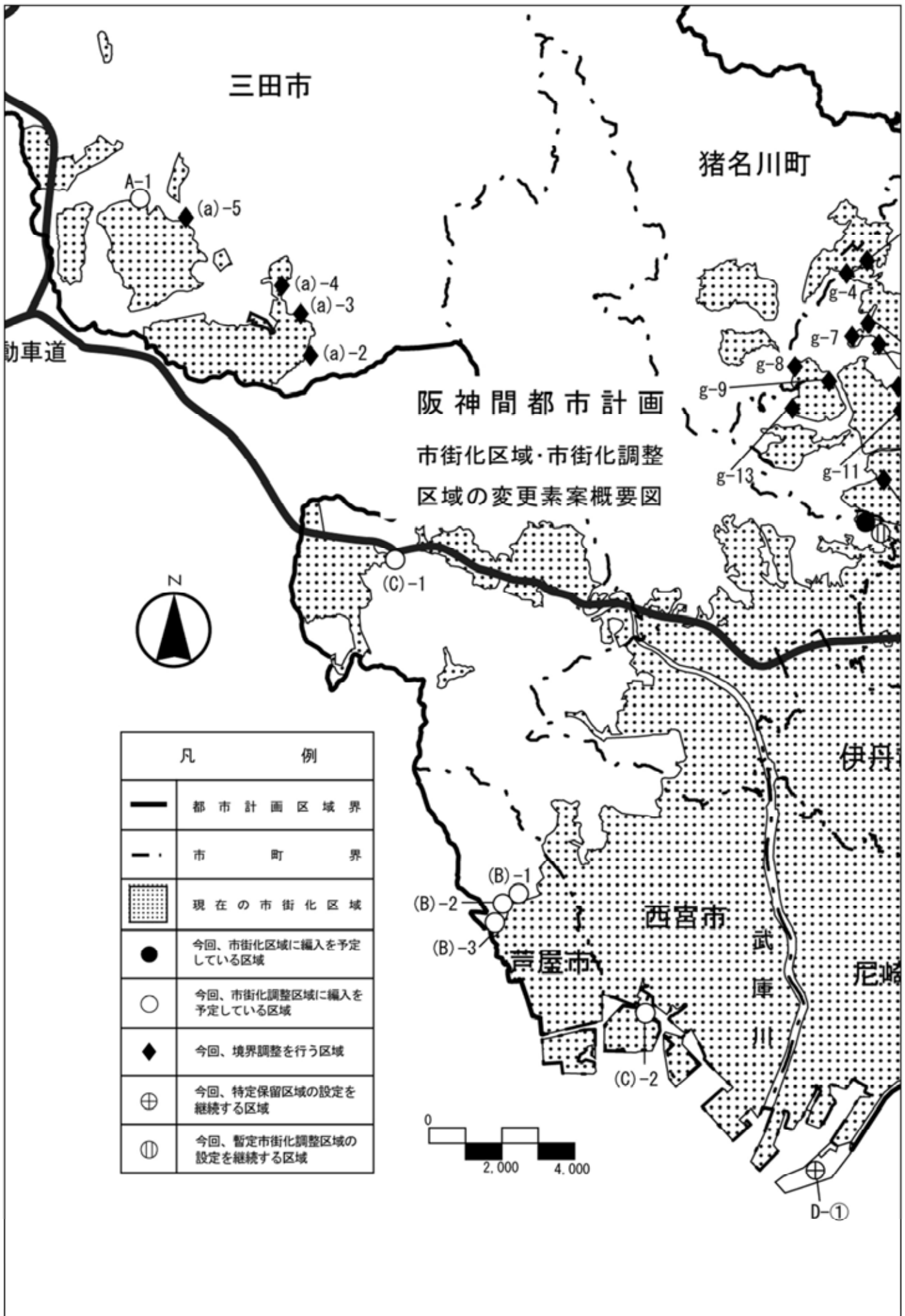
宝塚市 (F) 2 北雲雀丘

なお、都市計画法上の位置付けは、市街化調整区域。

1低専：第1種低層住居専用地域  
 1中高：第1種中高層住居専用地域  
 2中高：第2種中高層住居専用地域  
 1住居：第1種住居地域  
 2住居：第2種住居地域  
 準 工：準工業地域

【暫定保留区域】市街化調整区域にあって、優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域として、市街地開発事業等により計画的なまちづくりに向けて準備が進められている区域。  
 なお、都市計画法上の位置付けは、市街化調整区域。  
 【暫定市街化調整区域】計画的なまちづくりを進めるには時間がかかり、市街化区域のままでは無秩序な開発が進む恐れがあるため、用途地域を存置しつつ暫定的に市街化調整区域に編入する区域。  
 なお、都市計画法上の位置付けは、市街化調整区域。



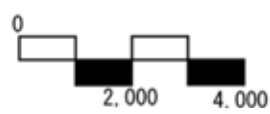


三田市

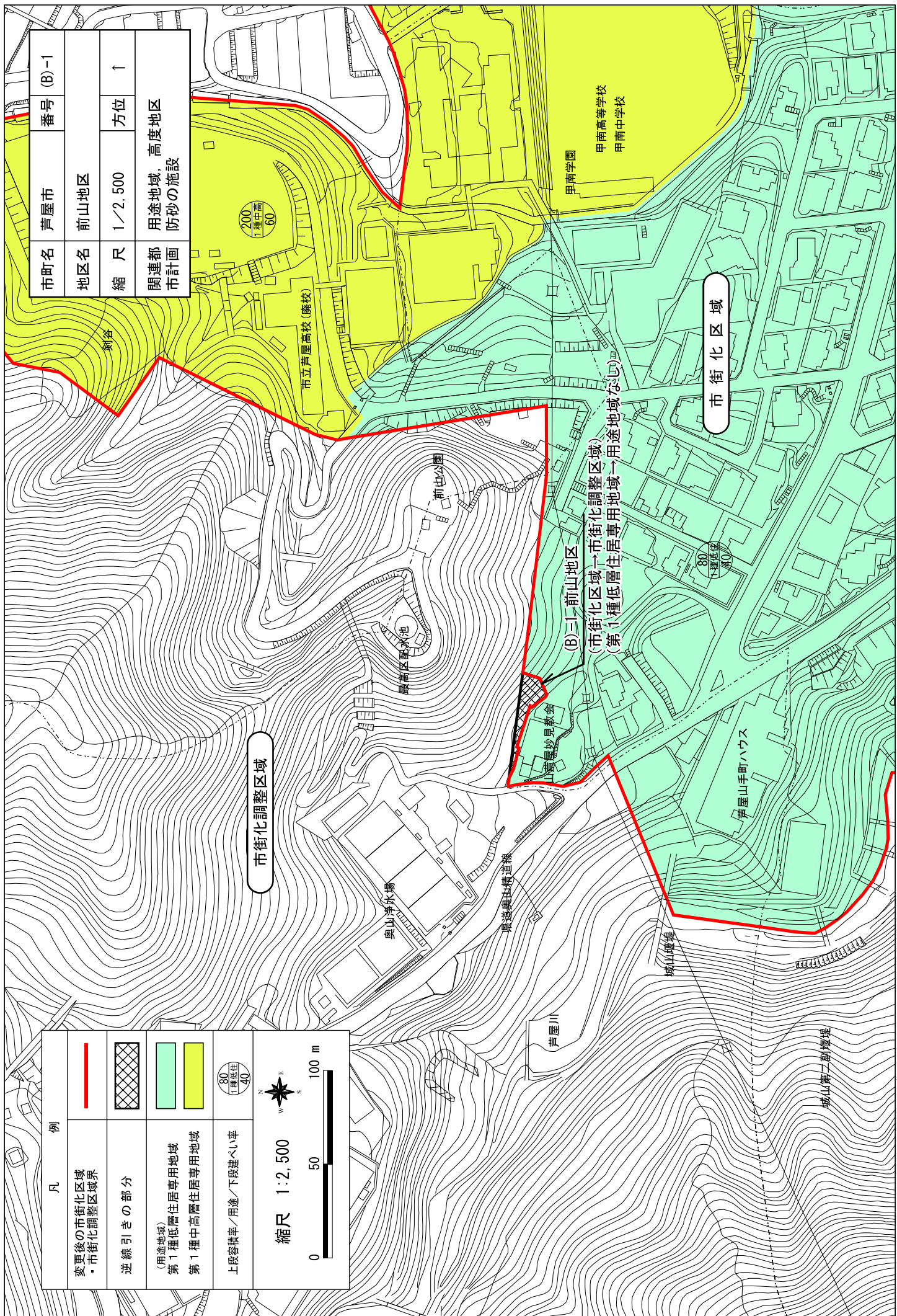
猪名川町

阪神間都市計画  
市街化区域・市街化調整  
区域の変更素案概要図

| 凡 例 |                        |
|-----|------------------------|
|     | 都市計画区域界                |
|     | 市 町 界                  |
|     | 現在の市街化区域               |
|     | 今回、市街化区域に編入を予定している区域   |
|     | 今回、市街化調整区域に編入を予定している区域 |
|     | 今回、境界調整を行う区域           |
|     | 今回、特定保留区域の設定を継続する区域    |
|     | 今回、暫定市街化調整区域の設定を継続する区域 |



伊丹  
西宮市  
芦屋市  
武庫川  
尼崎  
D-1



|            |         |                     |       |
|------------|---------|---------------------|-------|
| 市町名        | 芦屋市     | 番号                  | (B)-1 |
| 地区名        | 前山地区    | 方位                  | ↑     |
| 縮尺         | 1/2,500 | 用途地域, 高度地区<br>防砂の施設 |       |
| 関連都<br>市計画 |         |                     |       |

|   |                        |                   |             |              |                  |                          |
|---|------------------------|-------------------|-------------|--------------|------------------|--------------------------|
| 例 | 変更後の市街化区域<br>・市街化調整区域界 | 逆線引きの部分<br>(用途地域) | 第1種低層住居専用地域 | 第1種中高層住居専用地域 | 上段容積率/用途/下段建ぺい率  | 縮尺 1:2,500<br>0 50 100 m |
|   | —                      | ▨                 | ■           | ■            | 80<br>工程低層<br>40 |                          |

市街化調整区域

市街化区域

(B)-1 前山地区  
(市街化区域→市街化調整区域)  
(第1種低層住居専用地域→用途地域なし)

城山第二副煙突

奥山浄水場

東通奥田線道線

芦屋川

城山煙囪

芦屋山手町ハウス

山崎妙見教会

前山公園

藤高区野水池

甲南学園

甲南高等学校  
甲南中学校

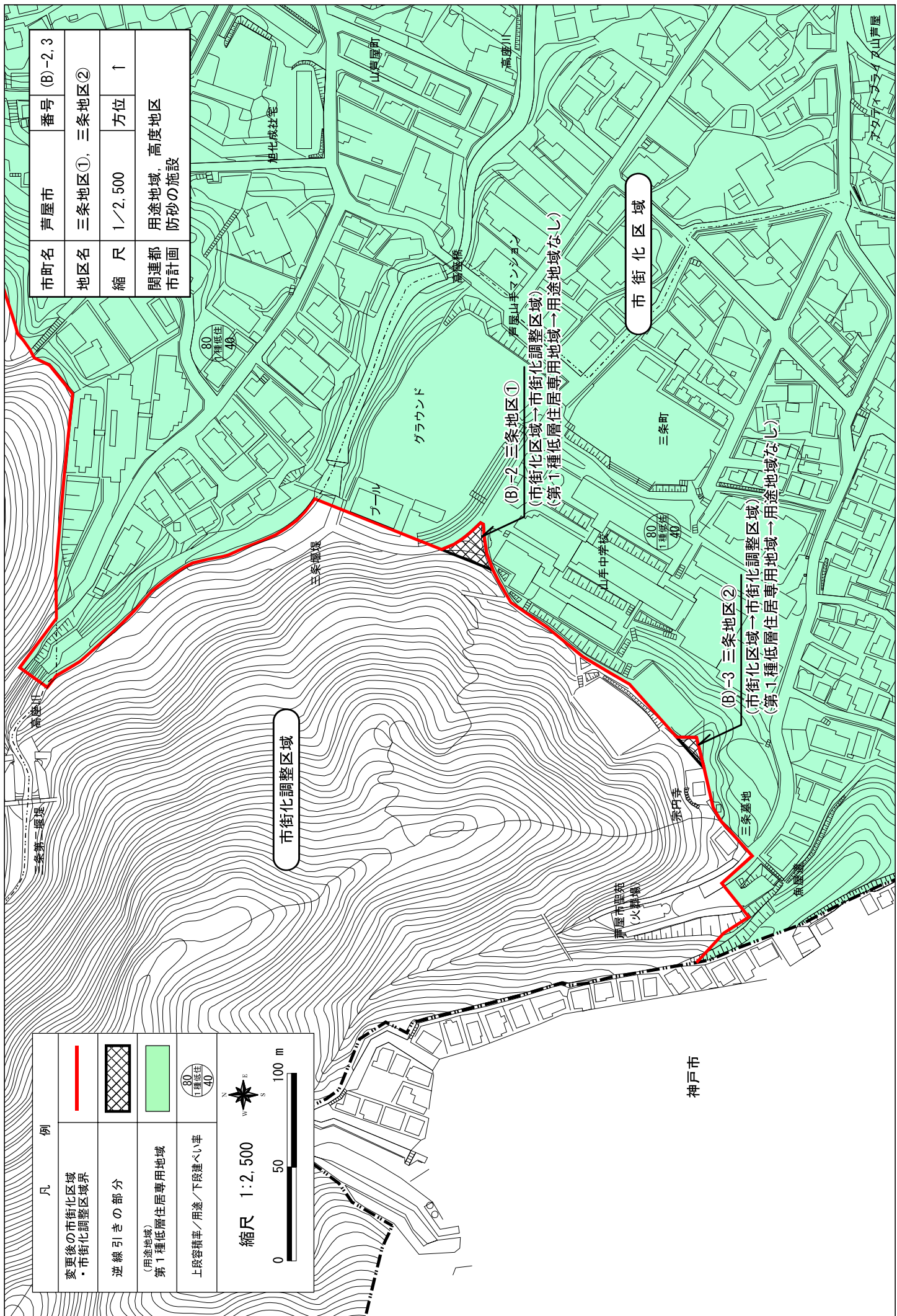
200  
工程中高  
60

80  
工程低層  
40

前谷

市立芦屋高校(廃校)





|        |                     |    |          |
|--------|---------------------|----|----------|
| 市町名    | 芦屋市                 | 番号 | (B)-2, 3 |
| 地区名    | 三条地区①, 三条地区②        |    |          |
| 縮尺     | 1/2,500             | 方位 | ↑        |
| 関連都市計画 | 用途地域, 高度地区<br>防砂の施設 |    |          |

|                        |                 |
|------------------------|-----------------|
| 例                      | —               |
| 変更後の市街化区域<br>・市街化調整区域界 | ■               |
| 逆線引きの部分<br>(用途地域)      | ■               |
| 第1種低層住居専用地域            | ○<br>1種低層<br>40 |
| 上段容積率/用途/下段建ぺい率        | ○<br>1種低層<br>40 |

縮尺 1:2,500

0 50 100 m

N  
W E  
S

市街化調整区域

市街化区域

(B)-2 三条地区①  
(市街化区域→市街化調整区域)  
(第1種低層住居専用地域→用途地域なし)

(B)-3 三条地区②  
(市街化区域→市街化調整区域)  
(第1種低層住居専用地域→用途地域なし)

神戸市

## 5 阪神間都市計画都市再開発の方針（素案）

# 阪神間都市計画区域 都市再開発の方針

## 1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び都市再開発法第2条の3第1項の規定に基づき、阪神間都市計画区域内の市街化区域において、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地の再開発に係る方針等を示すものである。

## 2 都市再開発の方針

本都市計画区域は、京阪神大都市圏の枢要な地域として、高度経済成長期を通じて、人口及び産業の急激な集積により市街地が飛躍的に拡大してきた。

今後は、近い将来見込まれる人口減少や超高齢社会の到来、地球環境問題をはじめ、景観や住環境に対する住民意識の向上等を踏まえ、人口や産業の規模に応じた適度な密度と広がりをもつ将来にわたり持続可能な魅力ある都市をつくることを基本として、地域の課題に応じた市街地の再生・整備を図る。

中心市街地においては、にぎわいの源である居住人口や来街者の増加を図り、既存の都市機能の集積を活かしながら、郊外移転により損なわれた商業・サービス機能や公共公益機能等を回復することによりにぎわいを取り戻す。

大規模遊休地においては、産業の再編や新産業の創出・集積、あるいは、集客施設や都市型住居など都市の活性化につながる用途の導入や、再開発誘導型の地区計画等の活用を図るとともに、これらの土地利用を成立させるための基盤整備、良好な環境形成が行われるよう大規模遊休地の土地利用を適正に誘導する。

尼崎臨海地域については、引き続き水と緑の豊かな自然環境の創出と森と水と人とが共生する魅力と活力ある市街地への再生を図る。

密集市街地については、特に地域住民の参画と協働の下で、安全で安心なまちづくりを進めるため、公共施設の整備、建物の不燃化・耐震化、老朽住宅の建替え等に取り組み、都市防災の強化を行い、都市の居住環境の向上を図る。また、大規模集客施設の立地に対しては、広域土地利用プログラムにおける土地利用ゾーニングに基づき

適正な立地誘導・抑制を図る。

さらに、国道 43 号沿道においては、騒音に強い沿道環境に配慮した街並み形成を図る。

以上のことに加え、成熟社会において生活の質をより一層向上させるため、自動車交通に頼らなくてもよい身近な場所に生活関連機能を集積し、誰もが暮らしやすいようにユニバーサルデザインをすみずみまでに配慮した都市施設を配置するとともに緑あふれる都市環境・景観を形成する都市づくりを進める。

なお、阪神・淡路大震災による被害が甚大であった地区については、震災復興市街地開発事業等に先立ち、まちづくり協議会の設立により住民の合意形成が促進され、安全で快適な市街地環境の再生・整備を行って一定の成果を上げてきたところである。

今後もこの教訓を活かし、既成市街地の再生や整備については、広報活動等による地域住民のまちづくりに関する意識の向上に努めるとともに、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど広く住民の参画と協働の下、地区計画等の活用も図りつつ良好な市街地環境の創出やその維持、保全に引き続き努め、まちづくりを推進する。

### 3 計画的な再開発が必要な市街地の整備

土地利用の転換、都市機能の強化、都市景観の向上、住環境や防災性の改善等の整備課題を抱えている既成市街地等を、それらの課題や整備目標を同じくする一団のまとまりのある市街地ごとに捉え、計画的な再開発が必要な市街地として、それぞれの地域特性に応じた整備を進める。

このうち、特に整備課題の集中が見られる地域では、今後、課題の解決に向けて地域住民の参画と協働の下で整備計画の策定、合意形成等を推進し、市街地の再整備を図る。

なお、計画的な再開発が必要な市街地と、それらの市街地の再開発の目標並びに当該市街地の土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針等を、

別表 1 に示す。

#### 4 特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区の整備

計画的な再開発が必要な市街地の中でも、重点的に市街地の整備を推進すべき地区等のうち特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区について、市街地開発事業の実施等により既に何らかの整備に着手している地区は、民間活力を活用し、より一層の整備の推進を図る。整備に未着手の地区は、住民の参画と協働の下で速やかに具体の整備手法の検討、合意形成を図るなど、今後おおむね 5 年以内に整備に着手するよう努める。

なお、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区と、それらの地区の整備又は開発の計画の概要等を、別表 2 に示す。

別表1 計画的な再開発が必要な市街地(1号市街地)

都市名(三田市)

| 計画的な再開発が必要な市街地 |               |  |   |                   | 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 |                             | 備考 |
|----------------|---------------|--|---|-------------------|------------------------|-----------------------------|----|
| 番号             | 名称<br>(面積)    | 再開発の目標   | 土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針  | 特に整備課題の集中がみられる地域  | 番号                     | 名称<br>(面積)                  |    |
| A-1            | 三田<br>(約56ha) | <ul style="list-style-type: none"> <li>三田市の中心都市核としての商業業務機能の強化</li> <li>土地の高度利用の促進</li> <li>根幹的都市施設の整備</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>三田駅前地区では、土地の高度利用を促進し、商業業務機能の更新を図る。</li> <li>本町地域では、個性的な都市景観に配慮しつつ、区画街路等の整備など商業立地条件の改善に努める。</li> <li>道路等の都市基盤施設の整備を図り、立地特性を活かした都市居住空間の形成を図る。</li> </ul> | 駅前町地区<br><br>本町地区 | A-1-1                  | 三田駅前(B・Cブロック)地区<br>(約2.8ha) |    |

別表1 計画的な再開発が必要な市街地(1号市街地)

都市名(芦屋市)

| 計画的な再開発が必要な市街地 |                           |   |  |                           | 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区 |                          | 備考 |
|----------------|---------------------------|---|--|---------------------------|------------------------|--------------------------|----|
| 番号             | 名称<br>(面積)                | 再開発の目標  | 土地の合理的かつ健全な高度利用及び都市機能の更新に関する方針   | 特に整備課題の集中がみられる地域          | 番号                     | 名称<br>(面積)               |    |
| B-1            | 山手地区<br>(約188ha)          | <ul style="list-style-type: none"> <li>居住環境の向上</li> <li>良好な都市景観の形成</li> <li>芦屋川河畔の景観の保全・形成</li> </ul>                             | <ul style="list-style-type: none"> <li>阪急電鉄沿いの住宅地域では、地域の骨格となる、道路を整備すると共に、地区計画等を活用し、良好な市街地住宅の誘導に努める。</li> <li>北部の住宅地では、すぐれた都市景観の形成を図るため、地区計画等を活用し、緑あふれる良好な住宅地の保全・誘導に努める。</li> <li>芦屋川沿いについては、魅力的な都市景観の保全・形成を図る。</li> </ul>  | 山手第1地区                    |                        |                          |    |
| B-2            | 阪急芦屋川駅<br>周辺地区<br>(約95ha) | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の商業核の機能強化</li> <li>居住環境の向上</li> <li>良好な都市景観の形成</li> <li>芦屋川河畔の景観の保全・形成</li> </ul>        | <ul style="list-style-type: none"> <li>阪急芦屋川駅周辺では、土地の効率的な活用を促進し、商業機能の更新を図る。</li> <li>北部の住宅地域では、地域の骨格となる、道路を整備すると共に、地区計画等を活用し、良好な市街地住宅の誘導に努める。</li> <li>芦屋川沿いについては、魅力的な都市景観の保全・形成を図る。</li> </ul>  | 山手第2地区                    |                        |                          |    |
| B-3            | JR芦屋駅<br>周辺地区<br>(約113ha) | <ul style="list-style-type: none"> <li>芦屋市の中心核としての商業業務機能の向上</li> <li>居住環境の向上</li> <li>良好な都市景観の形成</li> </ul>                       | <ul style="list-style-type: none"> <li>JR芦屋駅前周辺では、駅前広場等の整備と合わせ、土地の効率的な活用を促進し商業業務機能の更新を図る。</li> <li>住宅地では、地域の骨格となる都市基盤施設の整備と共に、地区計画等を活用し、良好な住宅環境の誘導に努める。</li> </ul>   |                           | B-3-1                  | JR芦屋駅南<br>地区<br>(約1.0ha) |    |
| B-4            | 阪神打出駅<br>周辺地区<br>(約96ha)  | <ul style="list-style-type: none"> <li>地域の商業核の機能強化</li> <li>居住環境の向上</li> <li>良好な都市景観の形成</li> </ul>                                | <ul style="list-style-type: none"> <li>阪神打出駅周辺では、土地の効率的な活用を促進し、商業機能の更新を図る。</li> <li>国道43号沿道では、幹線道路の沿道の整備に関する法律(沿道法)に基づく沿道地区計画や一般地区計画を活用して、騒音に対する住環境の改善や、良好な市街地住宅の誘導に努める。</li> </ul>  | 阪神打出駅南地区<br><br>国道43号沿道地区 |                        |                          |    |
| B-5            | 阪神芦屋駅<br>周辺地区<br>(約155ha) | <ul style="list-style-type: none"> <li>公益施設を中心とした地域核の機能強化</li> <li>居住環境の向上</li> <li>良好な都市景観の形成</li> <li>芦屋川河畔の景観の保全・形成</li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>公益施設等が集積する阪神芦屋駅周辺を中心とする地域核を強化するため、都市基盤施設の整備に努める。</li> <li>国道43号沿道では、幹線道路の沿道の整備に関する法律(沿道法)に基づく沿道地区計画や一般地区計画を活用して、騒音に対する住環境の改善や、良好な市街地住宅の誘導に努める。</li> <li>芦屋川沿いについては、魅力的な都市景観の保全・形成を図るとともに、それと調和するシビックゾーンの整備を推進する。</li> </ul> | 国道43号沿道地区                 |                        |                          |    |



別表 2 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区( 2号地区)

都市名( 三田市 )

| 番号    | 地区名<br>(面積)        | 地区整備の<br>主たる目標                     | 整備又は開発計画の概要  |   |  |   | 概ね5年以内<br>に実施予定事<br>業 | 概ね5年以内に<br>決定(変更)予<br>定の都市計画   | 備考 |
|-------|--------------------|------------------------------------|--|---|--|---|-----------------------|--|----|
|       |                    |                                    | 土地利用の<br>計画  | 建築物更新<br>の方針  | 施設整備の<br>方針  | 再開発促進<br>の措置  |                       |  |    |
| A-1-1 | 三田駅前地区<br>(約2.8ha) | ・三田市の中心都市<br>核としての商業業<br>務機能の強化、充実 | ・商業・生活支<br>援、文化・サー<br>ビス、住宅<br>・公共施設<br>・土地の高度利<br>用 | ・商業施設及<br>び住宅等の<br>建築物の共<br>同化、不燃<br>化、高層化に<br>よる更新<br>・生活支援、文<br>化・サービス<br>等の複合機<br>能施設の整<br>備 | ・都市計画道路<br>の整備<br>・シンボルロー<br>ド等による歩<br>行者空間の整<br>備 | ・市の計画的誘<br>導による民間<br>活力の積極的<br>活用<br>・組合施行市街<br>地再開発事業<br>への誘導<br>・まちづくり専<br>門家派遣 |                       | ・防火地域及<br>び準防火地<br>域<br>・市街地再開<br>発事業( Bプ<br>ロック地区)<br>・市街地再開<br>発事業( Cプ<br>ロック地区) |    |

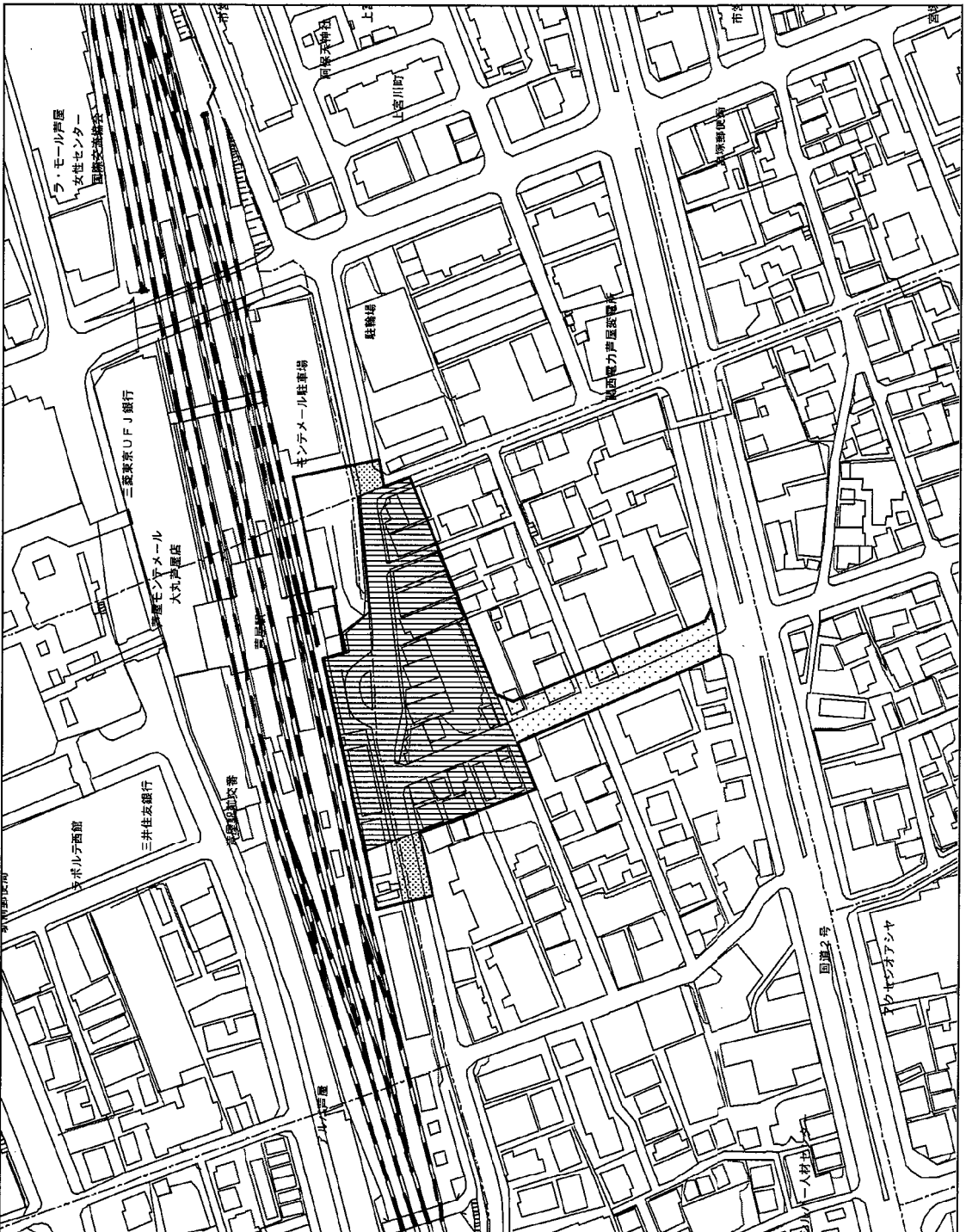
別表 2 特に一体的かつ総合的に再開発を促進すべき地区( 2号地区)

都市名( 芦屋市 )

| 番号    | 地区名<br>(面積)               | 地区整備の<br>主たる目標   | 整備又は開発計画の概要                   |                  |  |                         | 概ね5年以内<br>に実施予<br>定事業 | 概ね5年以内に<br>決定(変更)予<br>定の都市計画 | 備考 |
|-------|---------------------------|--|-------------------------------|------------------|--|-------------------------|-----------------------|------------------------------|----|
|       |                           |  | 土地利用の<br>計画                   | 建築物更新<br>の方針     | 施設整備の<br>方針                            | 再開発促進<br>の措置            |                       |                              |    |
| B-3-1 | J R芦屋駅<br>南地区<br>(約1.0ha) | ・駅前市街地の再構<br>築<br>・駅前住宅地及び商<br>業業務地としての<br>機能充実<br>・ターミナルの交通<br>機能の強化<br>・防災性の向上 | ・商業業務、住宅<br>地<br>・土地の高度利<br>用 | ・建築物の共同<br>化、不燃化 | ・都市計画道路<br>(駅前線、交通<br>広場)及び区画<br>道路の整備 | ・住民と一体と<br>なった事業の<br>促進 |                       | ・市街地再開<br>発事業                |    |

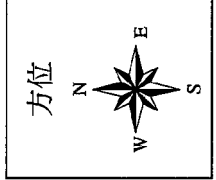
都市名 芦屋市 市街地名 B-3 JR芦屋駅周辺地区  
 地区名 B-3-1 JR芦屋駅南地区

土地利用計画概要  
 □ 商業業務・住宅地  
 □ 土地の高度利用



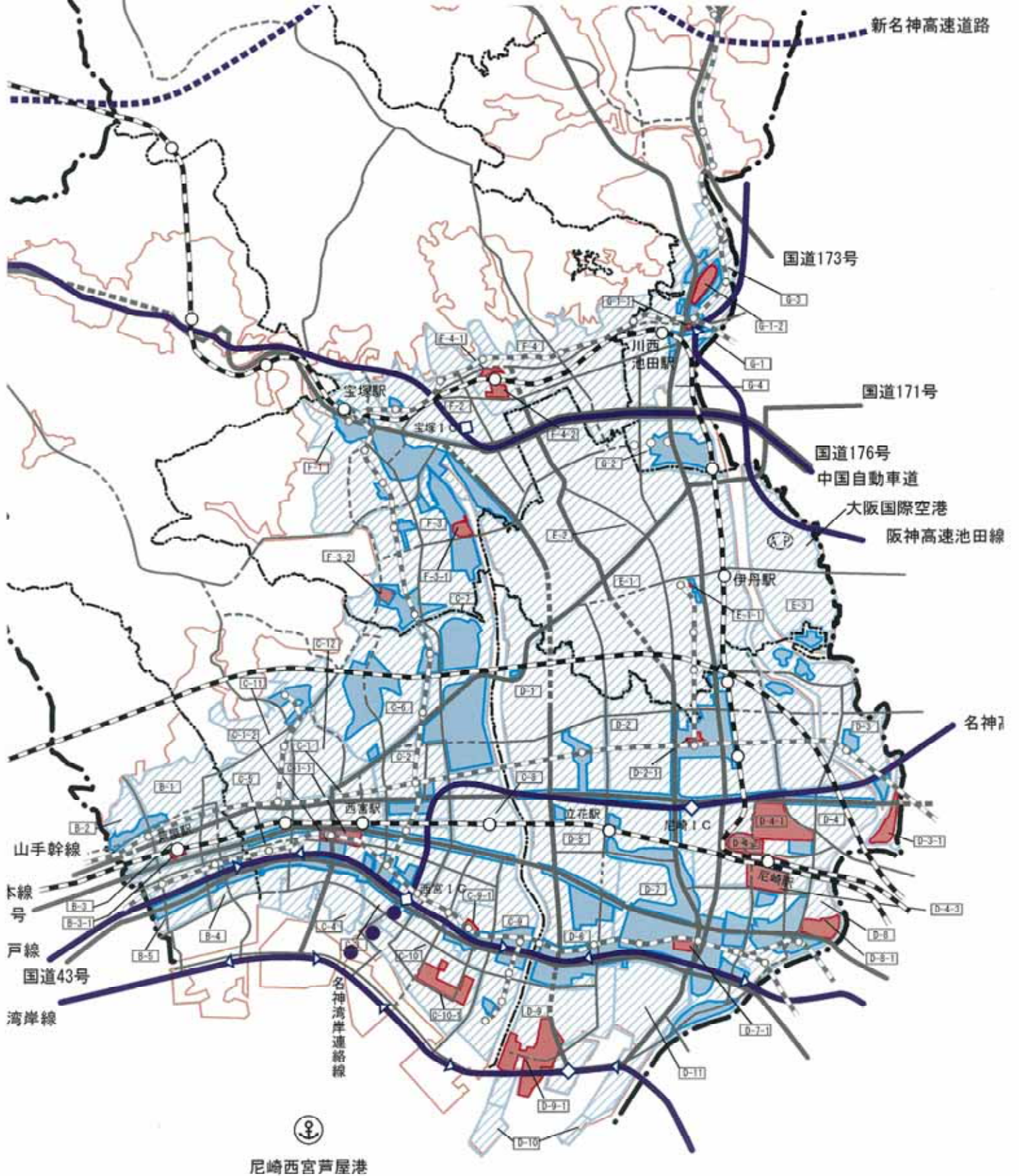
凡 例

|          |         |     |     |      |
|----------|---------|-----|-----|------|
| 地区       | 地区      | 地区  | 地区  | 地区   |
| 都市計画     | 都市      | 区域  | 区域  | 区域   |
| 道路       | 施設      | 整備済 | 未整備 | 交通広場 |
| 市街地再開発事業 | 地区区域に同じ |     |     |      |



縮 尺  
 S=1:2,500

(参考) 阪神間都市計画再開発の方針 位置図(拡大版)



## 6 阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針（素案）

# 阪神間都市計画住宅市街地の開発整備の方針

## 1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第4条第1項の規定に基づき、阪神間都市計画区域において住宅及び住宅地の供給を促進するため、良好な住宅市街地の開発整備に係る方針等を示すものである。

## 2 住宅市街地の開発整備の目標

本都市計画区域は、京阪神大都市圏の枢要な地域として、高度経済成長期を通じ人口が急激に増大した区域である。

公共施設の整備が不十分で、老朽木造住宅等が密集している区域を有する既成市街地では、面的な整備を推進して居住環境の再生と改善を図り、スプロールの見られる地域においては公共施設の整備を中心として秩序ある市街地の形成を図るとともに、立地条件を生かした良質な住宅市街地の形成を目指す。

新市街地を中心として北部地域では、地域の需要を慎重に見極めつつ公共施設の整備とあわせた計画的な開発等を推進し、ゆとりある住宅市街地の形成を目指す。

## 3 良好な住宅市街地の整備又は開発の方針

既成市街地内の低・未利用地においては、地区計画などの都市計画の諸制度の活用などにより、周辺の景観や住環境に配慮した良好な開発事業の誘導や住民の参画によるまちづくりの推進に努めるとともに、市街地再開発事業や土地区画整理事業、住宅市街地総合整備事業等により、道路や公園等の都市施設の整備と併せた地域に適した密度の良好な住宅市街地の形成を図る。

分譲マンションの供給が集中している一部の地域においては、土地の有効・高度利用、職住近接の実現等の観点から、老朽木造住宅等の建替えや密集市街地等の住環境整備を促進するとともに、住環境の確保、良好な都市景観の保全等の観点から、必要に応じて、地区計画等の活用により周辺環境を考慮した適正密度の良好な住宅市街地



の形成を図る。

既成市街地周辺の区域においては、市街化区域内の低・未利用地の計画的な利用、土地区画整理事業等の面的整備事業の実施、開発行為の適正な誘導及び地区計画等の活用などにより、中・低密度な住宅市街地の形成を図る。

北部地域においては、地域の需要を慎重に見極めつつ、民間による開発行為等の適切な誘導、地区計画等の活用などにより、自然環境の保全に配慮され、豊かな居住環境を備えた、主として低密度な住宅市街地の形成を図る。

また、北部地域の郊外住宅団地等においては、未利用宅地の流動化・有効利用を促進するとともに、住み替え、住宅の建替え等を促進し、住環境の向上、コミュニティの活性化を図る。

なお、住宅市街地の開発又は整備における住宅建設に際しては、地域の実情に応じた居住者用の駐車場の確保に留意する。

#### 4 重点地区

「兵庫県住生活基本計画」に定める重点供給地域とする。このうち、特に計画的な住宅市街地の整備又は開発が必要な重点地区及び当該地区の整備又は開発の計画の概要は、別表のとおりである。

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要

| 都市名 | 番号  | 地区名<br>(面積)          | 整備又は開発の計画の概要   |                                      |   |  |                   | 備考  |
|-----|-----|----------------------|--|--------------------------------------|---|--|-------------------|---|
|     |     |                      | 地区の整備又は開発の目標   | 土地利用の計画                              | 施設整備の方針   | 整備開発の推進の措置   | 概ね5年以内に実施予定の事業    |   |
| 芦屋市 | B-1 | 南芦屋浜地区<br>(約125.6ha) | ・臨海部埋立地において、関連公共施設の整備と併せて、海洋性スポーツレクリエーション機能を備えた良好な住宅地の整備 | ・戸建住宅、集合住宅及び商業業務施設・マリナー関係施設の複合的な土地利用 | ・幹線道路・区画道路を適切に配置し、植樹帯等を設け緑豊かで潤いのある歩道空間を確保する<br>・公園を配置し、水辺や中央部にも緑地帯を設け地区全体を緑豊かなと市とする<br>・公園・緑地・緑道や主要施設を結び、歩車分離による安全で快適な歩行者ネットワークの確保を図る | ・関連公共施設整備の推進<br>・民間活力を導入した商業施設・マリナー・レクリエーション関係の施設整備の推進 | ・住宅市街地総合整備事業(事業中) | ・地区計画<br>・用途地域<br>・高度地区<br>・防火及び準防火地域<br>・公園<br>・臨港地区 |

別表 重点地区の整備又は開発の計画の概要

| 都市名 | 番号  | 地区名<br>(面積)          | 整備又は開発の計画の概要                                  |   |                             |   |   | 備考                  |
|-----|-----|----------------------|---|---|-----------------------------|---|---|---------------------|
|     |     |                      | 地区の整備又は開発の目標                                  | 土地利用の計画   | 施設整備の方針                     | 整備開発の推進の措置                              | 概ね5年以内に実施予定の事業                          |                     |
| 西宮市 | C-1 | 名塩ニュータウン<br>(約243ha) | 良好な居住環境と都市機能の調和する住宅市街地の開発                     | ・低密度の戸建住宅、低層集合住宅、中層集合住宅を中心とした住宅市街地<br>・駅前センター等の公共施設等の適正な配置<br>・多様な用途に対応可能なその他公的施設の地区外周部への配置 | ・新住宅市街地開発事業による道路、公園等の計画的な整備 | ・都市再生機構による新住宅市街地開発事業の促進<br>・関連公共施設整備の推進 | ・新住宅市街地開発事業(事業中)                        | ・新住宅市街地開発事業         |
|     | C-2 | 甲東瓦木地区<br>(約88ha)    | 都市基盤施設整備にあわせた良好な住宅市街地の整備                      | ・戸建住宅、集合住宅からなる住宅市街地   | ・道路、公園等の計画的な整備              | ・公共団体による整備<br>・民間活力の活用<br>・関連公共施設整備の推進  |   |                     |
|     | C-3 | 浜甲子園団地地区<br>(約35ha)  | 老朽化した公的住宅を建て替え、良質な都市型住宅の供給と生活拠点となる各種施設の整備を行う。 | 中高層住宅を中心とした中密度な住宅市街地  | 都市再生機構による道路・公園等の計画的な整備      | 都市再生機構による公的住宅の建て替え事業の推進                 | ・都市再生機構住宅代替事業(事業中)<br>・住宅市街地総合整備事業(事業中) | ・用途地域等地域地区<br>・地区計画 |

重点地区名

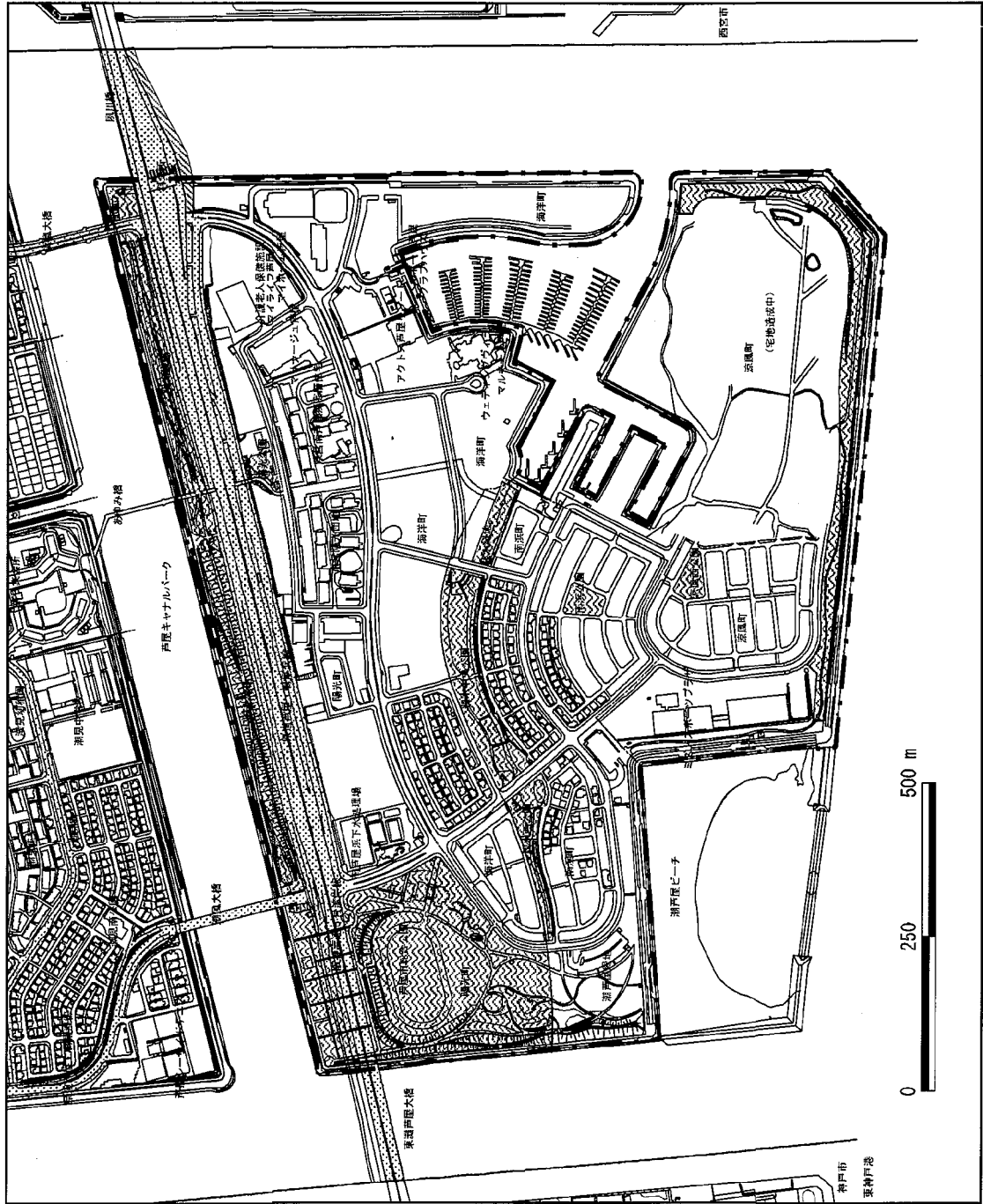
B-1 南芦屋浜地区

都市名

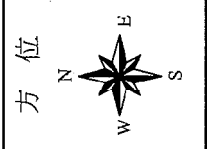
芦屋市

重点供給地域名

南芦屋浜地区



|        |             |         |
|--------|-------------|---------|
| 凡 例    |             |         |
| 重点地区   |             |         |
| 都市施設等  | 整備済         |         |
|        | 道路          |         |
| 公園・緑地等 | 未整備         |         |
|        | 公園・緑地等      |         |
| 事業区域等  | 住宅市街地総合整備事業 | 重点地区に同じ |
|        | ( 事 業 )     |         |
|        | ( 事 業 )     |         |



|       |            |
|-------|------------|
| 重点地区名 | B-1 南芦屋浜地区 |
| 縮尺    | 1:10,000   |



阪神間都市計画区域 住宅市街地の開発整備の方針 附図

山陽自動車

JCT

西宮北

阪神高速道路北神戸線



J R 山陽新幹線

山手幹線

J R 東海道本線  
国道 2 号

阪神高速道路神戸線  
国道 43 号

阪神高速道路湾岸線

F-4

C-1

F-3

F-2

C-2

西宮駅

B-1

C-3

| 凡 例 |                          |             |
|-----|--------------------------|-------------|
| 区域界 | 行政界<br>都市計画区域界<br>市街化区域界 |             |
| 地区  | 重点地区                     |             |
| 交通  | 整備<br>未整備<br>計画中         | 自動車<br>専用道路 |
|     | 整備<br>未整備<br>計画中         | 主要幹線道路      |
|     | 整備<br>未整備<br>計画中         | 幹線道路        |
| 設   | J 私<br>R 鉄<br>港 港<br>空 港 |             |

尼崎西宮芦屋港



## 7 阪神間都市計画防災街区整備方針（素案）

# 阪神間都市計画区域 防災街区整備方針

## 1 基本的事項

本方針は、都市計画法第7条の2第1項及び密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第3条第1項の規定に基づき、阪神間都市計画区域内の市街化区域において、密集市街地の防災に関する機能の確保と土地の合理的かつ健全な利用を図るため、防災街区の整備に係る方針等を示すものである。

## 2 防災街区整備の方針

本都市計画区域では、京阪神大都市圏の枢要な地域として、高度経済成長期を通じて、人口及び産業の急激な集積により、市街地が拡大し、骨格的な都市施設の整備が立ち遅れる地域も見られるなど都市機能の一層の充実と都市環境のさらなる改善が望まれている。

既成市街地の中には密集市街地（古い木造住宅が密集している地域や、道路、公園などの基盤施設が未整備な地域をいう。）など、防災上の課題を持つ地域がいまだ存在している。これらの火災又は地震が発生した場合における延焼防止及び避難上確保されるべき機能が不足している地域の防災性の向上は、重要な課題の一つである。

密集市街地においては、火災の発生とその延焼による被害が広範囲に及ぶことを防ぐため、建物の不燃化・耐震化の向上を進めるとともに、市街地の面的な整備を促進し、道路、公園、広場等の根幹的な公共施設の整備とその適正配置を図る。

阪神・淡路大震災の教訓を活かし、防災上の課題のある地区については、防火・準防火地域、地区計画等の規制誘導手法や市街地開発事業や耐震改修事業等の各種事業を活用しつつ、建築物の建て替え等による耐火性や耐震性の確保、避難、延焼防止及び消火救出活動に有効な道路、公園等の公共施設の整備、消防水利、備蓄倉庫等の防災施設の整備等に取り組むことで、安全で安心な市街地の形成を図る。

また、災害時の被害を最小限にするため、過去の災害の分析や災害の予防、復旧・復興の各段階における対策等を検討し、災害に的確に対応できる体制を整備する一方で、地域の災害要因等を踏まえた地域の危険性を周知するなど情報公開を積極的に進

める。加えて、障害のある人や高齢者等の災害弱者をはじめ、全ての住民が防災についての正しい認識を持ち災害時に沉着に行動できるよう、防災・減災知識の普及や意識の高揚を図る。

さらに、密集市街地の改善については、県、市町、地域住民及び事業者の相互の理解、信頼のもと、参画と協働で行なわれるべきであり、地域のコミュニティを中心とする自主防災の意識の向上を図るほか、住民、NPO等の自発的かつ自律的なまちづくりを支援するなど、広く参画と協働のまちづくりを推進する。

なお、今後、敷地の細分化により新たな密集市街地が形成されることのないよう、地区計画や開発指導要綱等の土地利用規制誘導手法等を活用しつつ、良好な市街地の維持を図る。

### 3 防災再開発促進地区等の整備

災害危険度の高い市街地と考えられる地域のうちから、地域住民のまちづくり意識の高まり、合意形成の状況、市町における整備の優先度等を勘案して、延焼防止上及び避難上必要な機能を確保すべく、特に一体的かつ総合的に市街地の再開発を促進すべき地区について、防災再開発促進地区に位置づける。

また、特に火災の危険性の高い市街地として指定されている重点密集市街地についても、防災再開発促進地区に位置づける。

防災再開発促進地区については、最低限の安全性の確保に向けた防災街区整備地区計画の策定の促進を図り、防災街区整備事業や住宅市街地総合整備事業を重点的に実施するとともに、民間活力を活用し、より一層の整備の推進を図る。

整備に未着手の地区は、地区住民の参画と協働の下で、速やかに、地区計画等の規制誘導手法も含めた具体の整備手法の検討等を行う。なお、防災再開発促進地区及び地区の整備又は開発の計画の概要を別表1に示す。

また、防災再開発促進地区とした地区以外であっても、災害危険度の高い市街地については、今後地域住民の合意形成等を図り、その合意に基づいた参画と協働で防災性の向上に努めることとする。

なお、防災再開発促進地区に次いで、優先的に地域住民に対して防災・減災知識の普及及び意識の高揚を図り、参画と協働で防災性の向上に努める必要がある地域を課題地域とし、その整備課題の概要を、別表 2 に示す。

# 阪神間都市計画防災街区整備方針 位置図

